

政権交代と上海市財政構造の変動（1945～56年）

か じま じゅん
加 島 潤

はじめに

- I 政権交代による税財政制度の変革
 - II 上海市の商工業税徴収と税金
 - III 地方企業と上海市財政
- むすびにかえて

はじめに

1949年の中華人民共和国（以下、「人民共和國」と略記）建国以後に形成された政治経済体制が中国の社会と経済をどのように変容させたかという問いは、20世紀において世界的に出現した社会主義体制の歴史的意義を実態に即して捉える上で避けて通れない論点である。しかし1970年代後半以降の中華民国期（1912～49年）研究の進展、および同時代的関心にもとづく改革開放時期（1978年～）分析の隆盛とは対照的に、人民共和國建国前後から計画経済期（1953～78年）に関する研究はおもに史料的な制約から制度、法令やマクロ統計の分析など限定的な視角に止まらざるを得なかった [Perkins 1966; Donithorne 1967; 三木 1971; 小林 1974; 上原 1975/76; Lardy 1978]。これに対して近年、徐々に公開されつつある地方檔案（行政文書）や刊行資料集を利用した実証研究が発表され、多くの示唆を得ることができる [董 1996; 泉谷 2000; 2004; 林 2002; 川原 2003; 張 2006]。ただしその一方で、1949年の政権交代による諸制度の変革とその下での構造変動の関係を正面から扱っ

た研究は意外にも少ない。むしろ、制度の変革はそのまま社会経済の変革を意味するものではないが、新政権が制度変革を通じてその統治方針の実現を試みる以上、制度変革はやはり政権交代のもたらすもっとも具体的な変化のひとつであり、その実態と影響を検討することには意味があると考えられる。

そしてなかでも注目すべきは、政府の経済活動を規定する税財政制度の変革である。民国期における税財政制度については、清末以来の財政権の分散化という状況のなかで、中央と地方の財源を明確化し、中央財政と地方財政の区分を前提とした上で財政の統一、集権化を目指す「国地財政劃分」が推進されたことが知られている [李 1929; 金子 1988]。一方、人民共和國建国以後、計画経済期においては、中央集権的枠組みを採りつつ、国税（中央税）、地方税の徴収をともに地方が担い、中央財政は地方からの財政移転に依存する体制が採られていたとされる [石原 1990; 田島 2000]。こうした両時期の税財政制度については、先行研究においてそれぞれ詳細に検討されているが [賈 1962; 楊 1985; 国家税務総局 2001; 藤本 1971; Hsiao 1987; 左・宋 1988; 劉 1988; 南部 1991]、基本的にその対象時期は1949年で分断され、両時期の制度上の相違を自明のものと捉えているために、かえって制度変革のもたらした影響は十分に考察されていない^(註1)。また人民共和國期を

扱った研究の多くは前史として民国期から説き起しているが、中国共産党（以下、「中共」と略記）統治地域の制度からの連続性にのみ注目する傾向が強い。しかし制度変革の影響を考察する上で重要なのは、新たに変革を経験した地域の変化を通時的に分析する視点であり、税財政制度の変革過程においてその地方財政の構造がどのように変動し、また地方政府の経済活動にいかなる影響がみられたかという点こそが検討されなければならない。

そこで本稿では、戦後国民政府期（1945年9月～49年5月）から人民共和国初期（1949年6月～56年12月）にかけての上海市の財政構造の変動に注目する^(注2)。周知の通り上海は1843年の開港以後、民国期を通じて中国の工業、貿易、金融の中心地となり、そこから得られる商工業税^(注3)収入は常に政府の重要な財源であった。また、第2次大戦中の租界の接収を経て、戦後には改めて人民共和国期へと連続する単一の財政単位が形成されており、この上海市財政が人民共和国建国以後の税財政制度変革によりどのような影響を受けたかという点は、中央—地方間財政構造および中国経済における地方財政の位置づけの変化を考察する上で興味深い。むしろ、上海はきわめて特殊性の強い都市であるがゆえに、制度変革が地方財政一般にもたらした影響を論じる上での平均的な事例とはいえない。本稿があえて上海を取り上げる理由は、上海が制度変革によって被った経済的影響の相対的な大きさに注目するためである。

上海市財政を扱った先行研究としては、計画経済期を対象とした毛里（1990）があり、また近年刊行された地方志資料の汪（1995）と『上海財政税務志』編纂委員会（1999）より豊富な

情報が得られるが、これらも両時期をまたいだ市財政構造の変動については明示的に論じていない。それゆえ本稿では、両時期の制度の相違を踏まえつつ、その下での上海市財政の構造を通時的に考察するという手法を採る。こうした作業は、人民共和国建国の社会経済的なインパクトの一端を検証することに他ならない。

I 政権交代による税財政制度の変革

1949年の政権交代は中共による軍事的革命という形をとり、新政権は革命の名の下に既存の制度の変革に着手した。とりわけ税財政制度においては、新政権の財政思想のみならず建国初期の客観的状况にもとづいて少なからぬ変革が進められたのである。本節では、戦後国民政府期と人民共和国初期における税財政制度の基本構造を、中央—地方間の財政管理方針およびそれぞれの財源に注目しつつ確認したい。

1. 戦後国民政府期

第2次大戦後の国民政府の税財政制度は、基本的に戦前の方向性を引き継ぐものであった。1928年に成立した南京国民政府の中央—地方間財政関係は、既に述べたように、清末以来の財政的課題である中央財政の再建と強化を目的とし、国税と地方税を明確に区分することで中央の財源を安定的に確保しつつ地方に独自の財源を与える「国地財政劃分」を志向していた。そしてその中央財政は、周知の通り関税、塩税、統税（紙巻タバコ、綿糸、マッチなどの工業製品に対し出荷時に課する消費税）の3大間接税を柱としており〔久保 1983〕、加えて所得税、遺産税、印花税（印紙税）など西洋の租税理念にもとづく直接税の導入を推進し、税制の近代化と

中央財源の確保に積極的であったことが知られている [林 2005]。さらにこれらの国税を確実に徴収するために各地に中央財政部直属の徴収機関が設置されたが [国家税務総局 2001, 136-140, 182-184, 211-212], その税源は上海をはじめとする特定の都市に集中しており, 中央財政は基本的に都市からの税収に依存する構造であった。

その一方で, 地方財政に関しては国民政府成立直後の1928年に清末以来の地方勢力の重要な財源となっていた釐金(地方流通税)を廃止し, その補填として従来国税であった田賦(土地税)と新設の営業税を地方税に割り当てた。そして1935年の「財政収支系統法」公布により中央一省(行政院直轄市)一県(市)の各財源を確定した後, 地方政府に毎年財政収支の概算を提出させ中央の認可を経て地方予算を作成するよう義務づけ, 地方経費の不足時には中央から補助金を投入することとしている。ただしこれらの措置は必ずしも十分な成果を挙げたわけではなく, 例えば内田(1984)によれば, 1930年代前半の山西省, 綏遠省では一度も予算が成立せず, また省に留め置かれた国税が中央補助金として追認されていた可能性が高いとされる。このように地方財政の制度化は, 1930年代にまさに途上にあつた南京国民政府下における国民国家建設の試みの一環であつたのである [江蘇省編写組 1996, 760-764, 770-790, 2519-2565]。

こうした試みがなされるなか日中戦争が勃発すると, 膨張する軍事費を調達する必要から非常時期利得税の導入による中央財源の確保や田賦と営業税の国税化が進められた。さらに1942年には, 財政の集権化を目的として財政単位が国家財政と地方自治財政の2級制に改変されて

いる [崔 1995; 侯 2000; 林 2005]。しかしこの集権的体制も終戦後には解除される方向にあり, 1946年7月に修正, 公布された「財政収支系統法」により再び3級制財政が復活し [江蘇省編写組 1996, 806-824], また国税, 地方税の区分も改めて以下のように定められた。

国税：関税, 塩税, 貨物税(統税から改称), 鉞産税, 所得税, 印花税, 特種営業税^(注4)

地方税：契税(土地取引税), 土地改良物税あるいは房捐(家屋税), 屠宰税(屠殺税), 営業牌照税(営業許可証税), 使用牌照税(車両使用許可証税), 筵席税(宴席税), 娯楽税, 土地税, 営業税, 遺産税

ここで注目すべきは, 戦時中に国税に組み入れられていた土地税, 営業税, 遺産税が段階的に地方税に戻されている点である^(注5)。ここから, 戦後国民政府が日中戦争期の集権化の影響を受けつつも, 基本的には戦前の税財政制度の方向性を継承していたことが窺えよう。

表1により戦前および戦後の中央財政収入をみると, 1946年と47年とではインフレの影響から収入額が急増している点^(注6), 戦後復興のための公債, 借款収入が莫大な額に上っている点が目を引く^(注7)。しかし税収に関していえば, 戦前と同じく関税, 塩税, 貨物税が中心である一方で, 所得税や印花税といった直接税がわずかながらではあるが戦前より割合を増していることが確認できる。これは戦時期に展開された直接税推進の影響であるといえ, 戦前以来継続している中央財政収入の基本構造のなかに, 国民政府が進めてきた税制近代化の足跡がみて取れる。

このように, 戦後国民政府は戦時という非常事態に進められた集権化を出発点としつつも,

表1 1936/46/47年 国民政府収入額

（単位：1936年は100万元 [法幣]，1946/47年は億元 [法幣]）

	1936年			1946年			1947年		
	761	100.0%	66.6%	12,992	100.0%	18.4%	104,680	100.0%	28.3%
税金	761	100.0%	66.6%	12,992	100.0%	18.4%	104,680	100.0%	28.3%
関税	408	53.6%	35.7%	3,351	25.8%	4.7%	23,166	22.1%	6.3%
塩税	170	22.4%	14.9%	2,100	16.2%	3.0%	19,087	18.2%	5.2%
土地税	—	—	—	510	3.9%	0.7%	66	0.1%	*
貨物税(統税)	146	19.2%	12.8%	4,987	38.4%	7.0%	44,823	42.8%	12.1%
所得税	7	1.0%	0.6%	539	4.1%	0.8%	7,582	7.2%	2.0%
過分利得税	—	—	—	273	2.1%	0.4%	2,129	2.0%	0.6%
営業税	—	—	—	560	4.3%	0.8%	223	0.2%	0.1%
特種営業税	—	—	—	2	*	*	1,380	1.3%	0.4%
遺産税	—	—	—	31	0.2%	*	365	0.3%	0.1%
印花税	9	1.1%	0.8%	502	3.9%	0.7%	4,777	4.6%	1.3%
釐税	5	0.7%	0.4%	137	1.1%	0.2%	1,081	1.0%	0.3%
銀行税	*	*	*	—	—	—	—	—	—
煙酒税	14	1.9%	1.2%	—	—	—	—	—	—
交易所税	*	*	*	—	—	—	—	—	—
罰金・手続費等	42		3.7%	2,181		3.1%	3,495		0.9%
公有事業収入等	9		0.8%	311		0.4%	954		0.3%
公債・借款収入	330		28.9%	55,281		78.1%	260,935		70.5%
その他収入	—		—	4		*	15		*
総計	1,143		100.0%	70,771		100.0%	370,078		100.0%

（出所）江蘇省編写組（1996，3019-3020，3034-3040，3077）を整理して作成（原表の出所は「中国第二歴史檔案館館蔵国民政府主計部歳計局決算檔案」）。

- （注）（1）表中の「—」は数値が0，「*」は四捨五入しても有効数値に満たないことを意味する。以下の表も同じ。
- （2）「罰金・手続費等」は，原表の「罰金・賠償収入」，「規定手続費収入」，「財産・物資販売収入」，「寄付・贈与収入」，「実物徴借収入」，「財産利益収入」の合計。
- （3）「公有事業収入等」は，原表の「公有営業利益収入」，「公有事業収入」，「投資回収・基金収入」の合計。
- （4）1936年は1936年7月1日より翌年6月30日まで，1946，47年は各1月1日より12月31日を会計年度とする。
- （5）1936年の「総計」は，原表では「1,195,403.50」であるが，本表では各項の合計を用いた。

基本的には戦前以来の「国地財政劃分」の原則にもとづく税財政体制を志向し続けてきた。その試みは結局，国共内戦の本格化とそれにともなうインフレの激化などの要因により短期間で幕を閉じざるをえなかったが，こうした基本方針自体は確認されるべきである。

2. 人民共和国初期

これに対して人民共和国建国後に導入された税財政制度は大きく異なるものであった^(注8)。

人民共和国建国直後の1950年3月，新政権がまず実行したのは地方財政をおかずにすべての財政収入を中央に一元化する全国財政の統一であった[財政部綜合計画司 1982，31-36]。その

狙いはおもに内戦末期から続くインフレの抑止にあり、内戦期間中に中共の各支配地域において独立していた財政を統合することで中央財政収支を平衡させ、紙幣の発行を抑えることが目指された。ただし、この極端な中央集権体制は一種の臨時的措置であり、通貨安定と財政統一が基本的に達成された後には徐々に解除され、1951年に中央—大行政区—省（直轄市）の3級制財政が確立した。そして1953年には大行政区の実質的廃止に伴い中央—省（直轄市）—県という国民政府時期と同様の体制が採られている [財政部綜合計画司 1982, 45-48, 64-67]。

1951年以降の中央—地方間財政関係は一般に「統一指導、分級管理」と表現されるが、その財源の割り当てについては、毎年微調整が繰り返されたものの基本的に以下のようにまとめられる [財政部綜合計画司 1982, 45-48, 56-58, 64-71, 79-85]。

中央固有の収入：関税、塩税、中央国営企業収入

地方固有の収入：交易税、屠宰税、房捐、地産税、特種消費行為税（宴席、娯楽、冷食、旅館に課される税）、使用牌照税、地方国営企業収入

「比例解留収入」（中央と地方が一定の割合で分け合う収入）あるいは、

「中央調剤収入」（主要には中央収入だが、地方収入の不足時に投入される収入）：農業税、工商業税（営業税、所得税等を含めた単一の税）、貨物税、綿紗統銷税（綿糸販売に課す税。1951年導入）、印花税^(注9)、商品流通税（特定の商品の貨物税、営業税、印花税を統合した税。1953年導入）

ここで、戦後国民政府期との比較で焦点とな

るのは、主要な税を含む「比例解留収入」および「中央調剤収入」の配分基準であるが、それは毎期ごとに地方の財政収支状況にもとづいて中央が決定しており、実質的に地方の固有の収入と規定された税収項目は戦後国民政府期よりも減少していた^(注10)。ただしそれにもかかわらず、実際の徴税業務については、建国直後の1950年1月に従来の国税徴収機構を撤廃して各地に地方政府管轄の税務局を設置し、国税、地方税を含めた当該地域内の徴税をすべて担わせる体制が採られている [財政部税務総局 1987, 49-53]。これは地方に国税の徴収を委託してそれを吸い上げる構造であったことにはかならない。そしてそもそも地方の財政予算自体も、1951年8月政務院公布の「予算決算暫行条例」において中央が先に編成する収支指標にもとづいて各級が作成するとされ [中央人民政府法制委員会 1953, 124-130; 汪 1995, 241-242]、上海市の例では中央が定めた収入指標と支出指標の比率（例えば、収入対支出=10対8）を基準として実際の予算内財政収入^(注11)から上解支出（国税とは別に設定された地方財政余剰分の中央への上納）額が算出されていた [『上海財政税務志』編纂委員会 1999, 228-229]。つまり、地方の財政規模および上解支出の大枠も基本的には中央が定める収支指標によって決まるのであり、同時期の中央—地方間財政関係は、地方固有の税収項目を削減して地方の財政収支額自体を中央の管理下におく体制であったといえる^(注12)。

こうした税財政制度は、建国直後の極端な中央集権体制とは一線を画するとはいえ、明らかに民国期の「国地財政劃分」とは異なるものであった。その導入の背景には複数の要因が存在したとみられるが、ひとつにはソ連の社会主義

財政思想の影響が挙げられる。当時のソ連においては、国家予算と経済計画を対応させる目的から、「民主的中央集権主義」の原則にもとづき、中央財政にあたる「連邦予算」と15の「連邦構成共和国国家予算」を総合して「国家財政」としており、連邦以下の各級における収入財源の範囲の最終的な決定権は連邦に属していた〔気賀 1964, 189-201；佐藤 1965, 116-117〕。人民共和国の税財政制度も、基本的にこうした社会主義財政思想からその枠組みを得ていたと考えられる。

もうひとつはより現実的な側面で、1950年に勃発した朝鮮戦争への参戦による国防費（1950年決算では軍事費）支出の増加、およびそれに続く経済建設費支出の増加である。国防費はその100パーセントが中央財政から支出されることになっていたが、1950年に国家財政支出（ソ連財政と同じく、中央、大行政区、省、県等の各級財政支出の総和を意味する）の38.19パーセントを、51年には41.64パーセントを占めるなど急増している〔中国社会科学院・中央檔案館 1995, 660-662, 1210-1211；藤本 1971, 44〕。さらに泉谷（2001, 147-148）が指摘するように、1951年から軍事と経済建設の両方を追求する方針転換が図られ、中央財政からの支出が約8割を占める経済建設費が国家財政支出の30.34パーセントに達し、中央財政支出は再び拡大した〔藤本 1971, 50-51〕。そして1952年以降、軍事費の割合は国家財政支出の25パーセント程度に落ち着いたものの、経済建設費の方は第1次五カ年計画期を通じて増加の一途を辿っている。こうした建国初期の中央財政支出の増加が、ソ連の社会主義財政思想という枠組みを土台として中央主導の税財政体制の採用を導いたと理解できよ

う^{〔註13〕}。

しかし、ここでさらに浮かび上がる疑問は、新政権がいかにして中央主導の税財政体制を実質的に機能させることができたのかという点である。清末以来の財政改革の潮流を想起するならば、その主要な課題は地方から中央への送金拒否や割り引きが蔓延するなかでの中央財政収入の安定的な確保にあった。民国期における中央主管の国税徴収機関の設置もまさにそのリスク回避を目的としたものであったが、この点で地方に国税徴収を委託する人民共和国の制度は逆行している。また、中央による地方財政収支管理にしても、太平天国期以降における清朝の酌撥制度（清朝財政の統括機関である戸部が各省へ財政資金の移動を指示するシステム）の崩壊過程が示すとおり、中央からの収支指標が地方の経済状況の実態から乖離すればそもそも予算として機能せず、上納送金拒否や予算外収支の膨張を引き起こす可能性を常に孕んでいた^{〔註14〕}。ではこれらの歴史的課題は人民共和国初期においてどのように解決されたのであろうか。筆者は中央主導の税財政体制が機能しえた最大の要因は、建国初期に進められた通貨管理の徹底と国家経済間の帳簿決済の拡大であると考える。新政権は建国直後の物価安定策の一環として1950年4月から現金管理を行い、朝鮮戦争参戦以後の同年12月にはより範囲の広い通貨管理を開始したが、そのなかで中国人民銀行を各級財政の出納機関とし、各国家機関、国营企業間の取引については人民銀行を通じた帳簿決済で処理することとしている〔宮下 1967, 145-175；南部 1991, 94-98〕。また民間金融機関の公私合営が他業種に比べてもっとも早い1952年に完了したことは周知の通りであり〔泉谷 2002〕、当時

の具体的な現金流通量の推移は不明であるが、これらの措置によって国家機関、国営企業の範囲外を流通する貨幣量が著しく減少したことは想像に難くない^(注15)。さらに中国銀行による外国為替の一元的管理は人民元を世界経済の変動から切り離し、通貨管理における不確定要素を減少させた[三木 1971, 432-434]。これらを税財政制度に引きつけていえば、通貨管理の徹底と帳簿決済の拡大は政府が直接現金を徴収、放出する必要性を低下させ、財政における上級への上納と収支管理は帳簿上でより明確かつ容易に行われるようになったのである。むしろ、こうした帳簿決済に依拠する体制は漸進的に形成されたのであり、また帳簿と実態経済との間にギャップが生じる可能性は常に存在していたが、政府による貨幣と物資の流通管理が強固に維持される限りはそうした矛盾を内包しつつも機能し続けることができたであろう。その意味で建国初期の貨幣回収は当面のインフレ抑制以上に大きな意味をもっていた。

さて、表2は人民共和国初期の国家財政収入(同じく各級財政収入の総和)を示している。統計の性質上、国税である関税の割合が戦後国民政府期の中央財政収入にくらべて低下しているのは当然であるが、その絶対額も1951年以降下降傾向にあるのは朝鮮戦争を契機としたアメリカ主導の対中禁輸政策が大きな要因であろう。ここにも人民共和国初期の客観的状況の変化による影響がみて取れる。一方、貨物税系統(1951~52年の綿紗統銷税、53年以降の商品流通税を含む)や工商業税といった主要な商工業税の合計は、財政収入において常に25~30パーセント、税収においては50~60パーセントを占めている。とりわけ従来の営業税を組み入れた工商業税の

割合は大きく、これらが「比例解留収入」として基本的に中央の管理下にあったことを考慮すれば、中央財政の主要な柱であったといえよう。営業税を地方固有収入から外した要因はこうした文脈からも理解することができる。

そして、表2でもうひとつ注目すべきは国営企業収入(税収とは別の、利潤上納と減価償却基金上納)の着実な増加であり、1956年には財政収入の45パーセントを占め、税収とともに国家財政収入の半分を担う存在になっていた。しかし同表の示す国営企業収入額もやはり中央と地方それぞれに所属する企業からの収入の総和であり、後述するように、同表からは読み取れない両者の比率こそが中央—地方間財政関係の重要なポイントとなるのである。

以上の比較からみえてくるように、両時期の税財政制度、とりわけ中央—地方間財政関係の方針には少なからぬ差異が存在していた。それは端的に言えば、戦後国民政府期が「国地財政劃分」を掲げて中央が安定的に確保できる税収を直接抑えつつ、地方にも固有の税収を分割して中央財政と地方財政を明確に区分する体制であったのに対し、人民共和国初期は、地方固有の税収を減らして地方財政の収支額自体を直接管理する体制であったとまとめられる。そして税財政制度の変革において焦点となったのは、商工業税収および人民共和国建国後に増加した国営企業収入の中央—地方間における分配であった。この点に注目しつつ、以下では上海市における実態を検討したい。

II 上海市の商工業税徴収と税収

上海市は国民政府統治下においては行政院の

表2 1951～56年 国家収入総決算額

(単位：1000億元 [人民幣元])

	1951年		1952年		1953年		1954年		1955年		1956年	
	714 100.0%	49.4%	930 100.0%	46.6%	1,197 100.0%	46.0%	1,322 100.0%	43.0%	1,287 100.0%	42.2%	1,416 100.0%	47.5%
税収	69 9.7%	4.8%	48 5.2%	2.4%	50 4.2%	1.9%	41 3.1%	1.3%	47 3.6%	1.5%	54 3.8%	1.8%
関税	34 4.8%	2.3%	40 4.3%	2.0%	46 3.9%	1.8%	52 3.9%	1.7%	48 3.7%	1.6%	48 3.4%	1.6%
塩税	177 24.7%	12.2%	221 23.8%	11.1%	275 23.0%	10.6%	331 25.1%	10.8%	307 23.9%	10.1%	297 20.9%	9.9%
農業各税	161 22.6%	11.2%	202 21.7%	10.1%	132 11.0%	5.1%	142 10.8%	4.6%	172 13.4%	5.7%	204 14.4%	6.8%
貨物税	—	—	—	—	271 22.6%	10.4%	295 22.3%	9.6%	309 24.0%	10.2%	358 25.3%	12.0%
商品流通税	13 1.9%	0.9%	17 1.8%	0.9%	—	—	—	—	—	—	—	—
棉紗統銷税	188 26.4%	13.1%	270 29.0%	13.5%	341 28.5%	13.1%	374 28.3%	12.2%	321 24.9%	10.5%	374 26.4%	12.5%
工商業税	1 0.1%	0.1%	1 0.1%	0.1%	1 0.1%	0.5%	1 0.1%	0.4%	1 0.1%	0.5%	1 0.1%	0.5%
利息所得税	21 3.0%	1.5%	33 3.5%	1.6%	13 1.1%	0.5%	13 1.0%	0.4%	15 1.2%	0.5%	16 1.1%	0.5%
印花税	—	—	81 8.7%	4.0%	—	—	—	—	—	—	—	—
地方各税	14 1.9%	0.9%	—	—	13 1.1%	0.5%	9 0.7%	0.3%	6 0.5%	0.2%	3 0.2%	0.1%
交易税	16 2.3%	1.1%	—	—	34 2.9%	1.3%	41 3.1%	1.3%	38 2.9%	1.2%	39 2.8%	1.3%
屠宰税	11 1.6%	0.8%	—	—	16 1.3%	0.6%	16 1.2%	0.5%	17 1.3%	0.6%	16 1.1%	0.5%
房地産税	3 0.4%	0.2%	—	—	3 0.2%	0.1%	3 0.2%	0.1%	2 0.2%	0.1%	2 0.1%	0.1%
特殊消費行為税	2 0.3%	0.1%	—	—	3 0.2%	0.1%	3 0.2%	0.1%	3 0.2%	0.1%	3 0.2%	0.1%
使用牌照税	3 0.4%	0.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
土地登照税	—	—	17 1.9%	0.9%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国営企業収入	321 45.1%	22.3%	532 57.3%	26.6%	767 64.3%	29.5%	996 75.3%	32.4%	1,119 87.0%	36.7%	1,343 94.9%	45.0%
銀行・保険収入	—	—	16 1.7%	0.8%	49 4.1%	1.9%	179 13.5%	5.8%	236 18.3%	7.7%	72 5.1%	2.4%
公債・借款収入	47 6.6%	3.3%	17 1.8%	0.8%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の収入	133 18.8%	9.3%	166 18.0%	8.3%	163 13.6%	6.3%	126 9.5%	4.1%	90 7.0%	3.0%	50 3.5%	1.7%
前年度繰越分	124 17.4%	8.6%	335 36.0%	16.8%	423 35.3%	16.3%	451 34.1%	14.7%	315 24.5%	10.3%	101 7.1%	3.4%
貨幣発行収入	104 14.6%	7.2%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
総計	1,443 201.0%	100.0%	1,997 214.7%	100.0%	2,600 217.6%	100.0%	3,074 257.3%	100.0%	3,048 255.1%	100.0%	2,982 249.7%	100.0%

(出所) 1951～52年：中国社会科学院・中央檔案館 (1995, 1208-1209, 1216-1218)。

1953～56年：中国社会科学院・中央檔案館 (2000, 222-223, 271-273, 279, 289, 291-293, 309, 836-837, 872)。

(注) (1) 原表の單位が新人民幣元のものとは全て旧人民幣元に換算 (1955年3月にアノミニネーション, 新元：旧元 = 1 : 1万)。以下の表も同じ。

(2) 「農業各税」は、原表の「農業税」、「契稅」、「特産稅」を含む。

(3) 1953～56年の「総計」は原表と異なるが、本表では各項の合計を採用した。

直轄市であり、1949年5月の人民解放軍による占領を経て新政権下に組み入れられた後も中央直轄市とされたが、中央が上海を重視する理由のひとつは、いうまでもなくその経済的な重要性による。とりわけ上海は軽工業の一大集積地であり、1947年末の時点で上海の綿紡織工場が保有する紡錘数は全国の約50パーセントを占めていた [上海市綿紡織工業同業公会籌備会 1950, 1, 66]。また1946年の税関統計によれば、上海は全国の対外貿易輸入額の85パーセント、輸出額の62パーセント、国内移入額の31パーセント、移出額の68パーセントを占めるなど、物流においても圧倒的な中心地であった [海関総稅務司署統計科 1947, 124, 129]。戦後の上海市長呉国楨 (在職1946年5月~49年4月) が「中国の神経中枢」と表現したように [裴・韋 1999, 30]、上海経済の動態は全国経済の命脈を左右したのであり、また税財政の面では、上海市から得られる収入は一貫して国家財政において重要な位置を占めていた。

税財政制度に関していえば、日中戦争以前の上海においては中華民国政府下の上海市政府、公共租界工部局、フランス租界工董局がそれぞれ独自に徴税と財政運営を行っていたが、日本占領下における汪精衛政権による租界の接収を経て、戦後に改めて単一の財政単位が成立した [錢 1946, 104-114]。民国期における上海の商工業者への徴税については、同業団体による徴税請負や請願を通じた意思表示などきわめて複雑な関係が存在していたことが知られている [Coble 1980; 富澤 1991; 金子 2000]。こうした文脈からすれば、本稿が対象とする両時期における徴税過程はそれ自体がきわめて重要な研究課題であるが^(注16)、ここでは紙幅の関係から

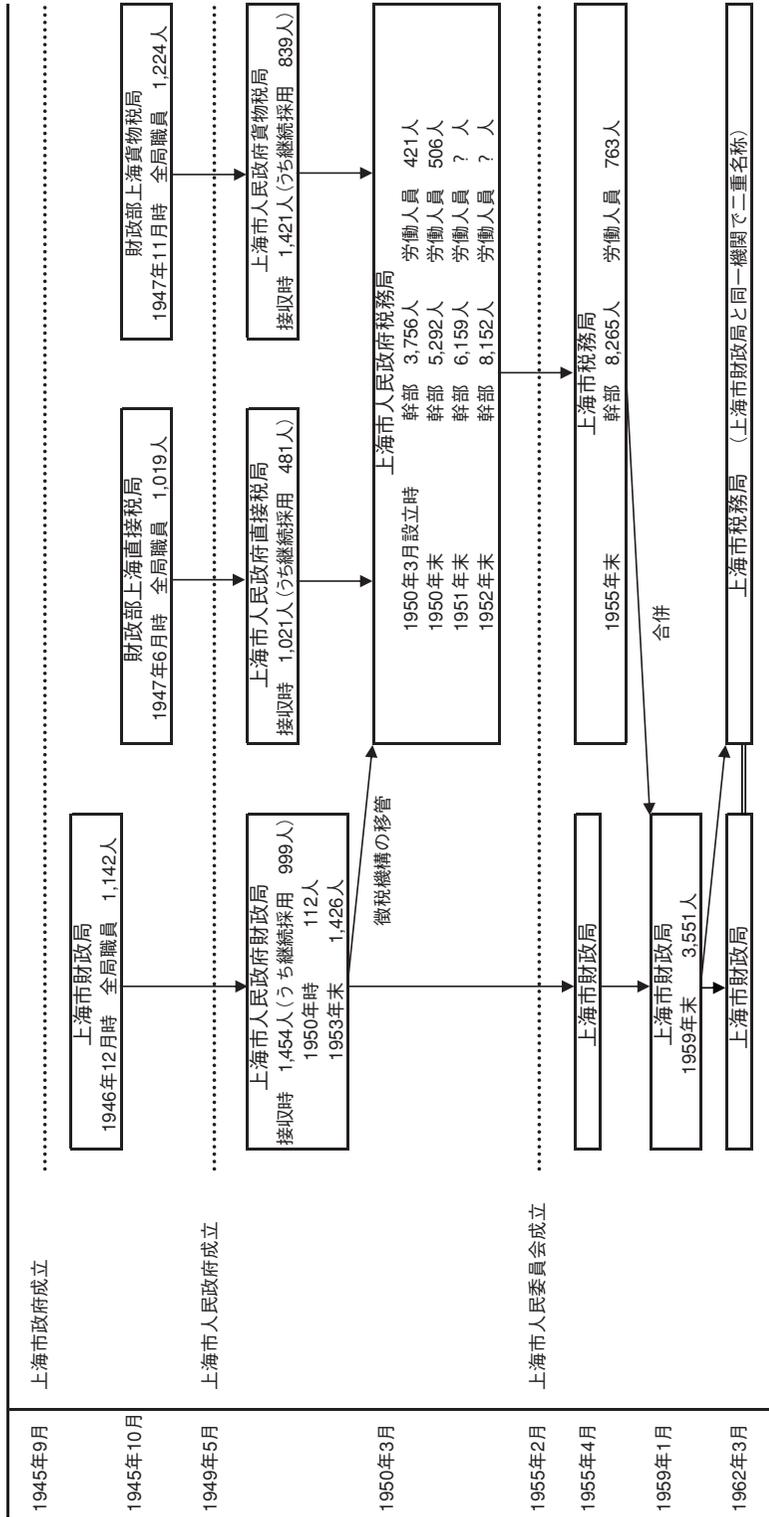
おもに徴税機構の変遷と徴税額^(注17)の推移に注目し、前節でみた税財政制度の変革を念頭におきつつ上海市財政収入との関係について考察していく。

1. 上海市における商工業税徴収

まず、両時期における上海の経済状況に若干触れておく必要がある。戦後国民政府期の上海経済は上述の激しいインフレに特徴づけられるが、その一方で戦後の軽工業品需要増加によって好景気を迎えていた [金 2006, 93-97; 上海市工商行政管理局・上海市橡膠工業公司史料工作組 1979, 56]。そして1949年の政権交代を経た後、50年前半に物価が安定すると、その後は復興需要と朝鮮戦争参戦による軍需の増加に牽引され、また53年以降は第1次五カ年計画の開始を背景に上海市の主要生産品生産量はほぼ一貫して増加している [上海市統計局 1992, 37]。工業生産と直接リンクする発電量の推移からも明らかのように [上海市電力工業局史志編纂委員会 1994, 42-43]、両時期はまさに政権交代の期間にあたる1949~50年を挟んで、基本的に経済の立ち直りの時期にあったといえる。

次に、図1により上海市における徴税機構の変遷をみると、戦後国民政府期においては1945年10月に財政部上海直接税局と財政部上海貨物税局が成立し、上述の「国地財政劃分」の方針にもとづいて中央政府直轄の国税徴税機関が設置されている。そして地方税については上海市財政局が別個に徴税を行っており、国税、地方税の徴収における分業体制が成立していた。しかし、こうした分業体制は人民共和國建国後には再編され、建国直後の1950年3月に、直接税局、貨物税局、および財政局内の徴税機構を統合して市の徴税業務全体を統括する上海市人民

図1 1945～62年 上海市財政稅務機關・人員の変遷



(出所) 汪 (1995, 25-35, 711-713), 中共上海市委組織部ほか (1991, 96-97) を元に作成。

政府税務局が成立し、徴税体制の一元化が図られることとなる。

また市以下の徴税機構については、戦後国民政府期には1946年時点で直接税局が市区内に10の辦事処（事務所）と4つの査徴所（税務調査、徴収機関。以下の他の設置機関も同様）を、貨物税局が8つの管理区と3つの検査站（所）を、市財政局が市内7区に税捐稽徴処と牲畜專税稽徴処、屠宰税徴収所をそれぞれ設置しており、基本的に各系統の基層徴税機関が縦割りで同地域内に並立する状態であった。これに対して人民共和国初期には、市税務局を市全体の徴税管理機構とし、区税務分局（市区20、郊区10）をその下級の調査、徴収機関とし、稽徴組を徴税の最下層単位とする、市内での3級制徴税体制が展開された。こうした新制度の下、1952年には全市で各業稽徴組33、各区稽徴組121、貨物税稽徴組32、臨商稽徴組20、露店商稽徴組17が相次いで成立しており、図1が示す50～52年の市税務局人員の大幅な増加を考慮すると、人民共和国建国後の数年間においてより密度の高い徴税体制が形成されていたといえる〔汪 1995, 695-710〕。

さて、こうした経済状況と徴税機構の再編を念頭におきつつ、両時期の上海市における商工業税の徴税額の推移をみてみよう^(注18)。表3からまず看取できるのは、両時期を通じた貨物税系統の割合の大きさである。貨物税徴収額は、戦後国民政府期には上海市の商工業税徴収額全体の6割強を占め、人民共和国初期に入ってからはその割合を45パーセント程度に低下させたものの、1953年の商品流通税導入後は合計で55～65パーセントに達していた。徴税額自体もとりわけ人民共和国初期には一貫して緩やかに増

加しており、まさに上海市の商工業税の中心であったといえる^(注19)。

一方、断続的ではあるが所得税、営業税（特種営業税も含む）徴収額の増加傾向も注目に値する。両税の徴収額は、1946～47年と50～53年の両期間において増加傾向を確認できる。そして同市の全徴税額中の割合をみると、所得税は1947年に全徴税額の11パーセント強を記録した後、51年から54年にかけては概ね12～18パーセントを占め、52年には約30パーセントに達するなど、戦後国民政府期の割合を上回っている。営業税についても、戦後国民政府期にすでに市徴税額の13パーセント程度を占め、建国後数年間は徴税額の順調な伸びに支えられ20～30パーセントに達している。ここから明らかなように、1930年代に国民政府が導入し、とりわけ戦時に奨励された直接税は、戦後から人民共和国初期にかけて定着していったのである。

これらの徴税額の増加をもたらした要因としては、先にみた人民共和国建国以後の経済復興という全体状況とともに、徴税機構、人員の増加および一般大衆の動員による徴税網の細密化、国営経済の拡大による経済監視機能の向上などを通じた徴税能力の強化を挙げることができるだろう^(注20)。初代上海市税務局局長の顧準（在職 1950年3月～52年2月）は、50年9、10月に稽徴組と市局稽徴処等の基層組織が完成し、各納税戸に徴税人員を配置したことにより51年3月の所得税等の徴収において増額を実現したと回顧している^(注21)。このように、商工業税徴収額自体の推移をみれば、上海市は戦後国民政府期までに形成された徴税基盤を受け継ぎつつ、人民共和国初期において全般的にその額を伸ばしていたのである。

表3 1946～56年 上海市徴税額

徴収額 単位：億元（法幣）。ただし1948年8月～49年5月は1000万元（金圓券）。										
	貨物税	遺産税	特種営業税	営業税	所得税	利息所得税	印花税	地方税	その他	合計
1946年	2,643	*	—	208	150	23	246	526	1	3,798
1947年	21,950	18	2,191	2,105	3,870	293	167	2,415	4	33,013
1948年1～7月	177,861	224	8,165	12,185	23,913	1,834	13,681	23,631	7	261,501
1948年8～12月	21	*	*	1	3	*	2	4	*	31
1949年1～5月	119,332	3	207	52,746	811	166	10,654	204,589	*	388,508
比率										
1946年	69.6%	*	—	5.5%	3.9%	0.6%	6.5%	13.9%	*	100.0%
1947年	66.5%	0.1%	6.6%	6.4%	11.7%	0.9%	0.5%	7.3%	*	100.0%
1948年1～7月	68.0%	0.1%	3.1%	4.7%	9.1%	0.7%	5.2%	9.0%	*	100.0%
1948年8～12月	67.6%	*	0.4%	2.1%	9.2%	0.9%	6.6%	13.4%	*	100.0%
1949年1～5月	30.7%	*	0.1%	13.6%	0.2%	*	2.7%	52.7%	*	100.0%
徴収額 単位：億元（人民幣元）										
	貨物税	綿紗統銷税	商品流通税	営業税	所得税	利息所得税	印花税	地方税	その他	合計
1949年6～12月	1,632	—	—	304	*	1	233	352	—	2,522
1950年	21,529	—	—	14,211	2,206	229	2,725	—	6,416	47,317
1951年	34,453	4,332	—	22,562	15,068	302	3,820	6,056	—	86,593
1952年	39,427	6,440	—	23,526	33,676	288	4,558	6,353	—	114,267
1953年	24,082	—	61,477	42,306	19,190	—	—	9,171	—	156,226
1954年	25,235	—	67,908	40,133	31,795	—	—	9,307	—	174,378
1955年	29,864	—	69,596	34,948	9,038	—	—	8,128	—	151,574
1956年	36,028	—	82,993	41,448	10,811	—	—	7,650	—	178,931
比率										
1949年6～12月	64.7%	—	—	12.1%	*	*	9.2%	14.0%	—	100.0%
1950年	45.5%	—	—	30.0%	4.7%	0.5%	5.8%	—	13.6%	100.0%
1951年	39.8%	5.0%	—	26.1%	17.4%	0.3%	4.4%	7.0%	—	100.0%
1952年	34.5%	5.6%	—	20.6%	29.5%	0.3%	4.0%	5.6%	—	100.0%
1953年	15.4%	—	39.4%	27.1%	12.3%	—	—	5.9%	—	100.0%
1954年	14.5%	—	38.9%	23.0%	18.2%	—	—	5.3%	—	100.0%
1955年	19.7%	—	45.9%	23.1%	6.0%	—	—	5.4%	—	100.0%
1956年	20.1%	—	46.4%	23.2%	6.0%	—	—	4.3%	—	100.0%

（出所） 1946年～49年5月：「上海市税務統計 1950年4月至6月」232-235, 240-249。

1949年6月～56年：「上海税務統計 1949年6月至12月」15・17, 「上海市税務統計 1950年10月至12月」1・46・60, 「上海市税務統計 1951年度」20, 「上海市税務統計 1952年度」3・21, 「上海市税務統計 1953年度」1-2, 「上海市税務統計 1954年度」1・3, 「上海市税務統計 1955年度」1・3, 「上海市税務統計 1956年度」1。

（注）(1) 「比率」は原表数字から算出。以下の表も同じ。

- (2) 1946年～49年5月の「所得税」は、原表の「営利事業所得税」, 「薪金報酬所得税」, 「過分利得税」の合計。
- (3) 1946年～49年5月の「地方税」は、原表の上海市「税課収入」(附加税を除く)から「営業税」を引いたもの。
- (4) 1946年～49年5月の「その他」は、原表の「財産売却所得税」, 「財産租賃所得税」, 「一時所得税」, 「罰金収入」等の合計。
- (5) 1947年の「営業税」と「遺産税」は、原表では数字が逆に記載されているが、原表中の別の箇所、表4の「営業税」額、汪（1995, 499）などより明らかなミスとみられ、本表では双方を入れ替えた数字を用いた。
- (6) 1950年の「営業税」は、原表の「国营企業営業税」, 「座商営業税」, 「臨時商業税」, 「攤販営業牌照税」, 「固定工商業税」の合計。1951～52年は、原表の「定期定額工商業税」, 「臨時商業税」, 「攤販業税」の合計。
- (7) 1950年の「その他」は、「屠宰税」, 「家屋税」, 「地産税」, 「使用牌照税」, 「特種消費行為税」の合計。
- (8) 1949年6月～12月の「地方税」は、原表の「地価税」, 「田賦」, 「土地増値税」, 「契税」, 「家屋税」, 「屠宰税」, 「筵席税」, 「娯楽税」, 「旅棧捐」, 「碼頭税」, 「車両使用捐」, 「船舶使用捐」の合計。1950～56年の内訳は表4を参照。

2. 商工業税収と市財政収入構造

それでは以上のような商工業税の徴収状況に対し、上海市の財政収入構造には両時期をまたいでどのような変化が生じていたのであろうか。

表4により上海市財政収入の内訳をみると^(注22)、まず指摘できるのが戦後国民政府期の財政収入における税収の割合の大きさである。1946～49年の各年税収は財政収入全体の約50～60パーセント強を占めており、当時の上海市財政が基本的に税収によって成り立っていた点が確認できる。また1946～47年には中央からの補助も重要な役割を果たしており、それに公共事業や房捐への附加税である市政建設捐と「その他収入」が次ぐ構造であった。

そして税収の内訳では、終戦直後の1946年には筵席税、娯楽税、旅棧捐等の収入がきわめて大きな割合を占めていたが、営業税が地方税に割り当てられた47年には営業税収入が全体の25パーセント前後を占めるようになり、筵席税等を抑えて全収入項目中最大になっていた。その後インフレが激化する1948年後半以降は割合を低下させるが、以上の推移から、戦後国民政府期においては営業税が市財政の主要な柱となりつつあったとみてよいだろう。

これに対して、人民共和国初期の財政収入においては、依然として税収が一定の割合を占めていたものの、1951年以降その割合は50パーセントを下回り、56年には25パーセント程度にまで低下している点が注目される。

この税収割合の低下の原因としてまず挙げられるのが、税収自体の伸び悩みである。上海市の税収は、1950年から52年まで横ばいが続き、53年には印花税と利息所得税の地方税化、および屠宰税の伸びによって盛り返すが、55～56年に

は再び下降していた。こうした税収の伸び悩みは、戦後国民政府期の税収の内訳を想起すれば、やはり営業税が地方税からはずれたことが大きな要因であるといえよう。人民共和国初期において、営業税と所得税からなる工商業税は分成税（中央と地方が分け合う税）として何度か市財政収入に割り当てられ、実質的にはこれが中央からの補助に相当したが、その分配は散発的であり主要な財源とはなりえなかった。一方で、図2から明らかのように、人民共和国初期の営業税徴税額は1953年まで増加し続け、市税収の合計を遥かに上回るばかりか、ほぼ毎年市財政収入の合計をも凌いでいたのであり、もし仮に営業税が従来通り地方税に割り当てられていたとしたら、市財政収入における税収の割合は飛躍的に高まっていたはずである。つまり上海市は市内における営業税徴税額を増加させつつも、税財政制度の変革によってその果実を手に入れることができなかったといえる。同様のことは市徴税額全体についてもいえ、前掲表3をみると、戦後国民政府期には地方税（1947年以降は営業税を加算）が継続的に市徴税額全体の13パーセント強を占めていたが、人民共和国初期の51年以降は4～7パーセントに低下している。

そして財政収入における税収割合の低下のうちひとつの原因は、税収以外の収入の増加である。1950～52年については、「その他収入」（規定手数料、罰金・没収、公的資産収入、雑項収入、公用事業附加等）と附加税収入（工商業税、農業税、房地產税への附加税）が財政収入において重要な位置を占めていた。「その他収入」では、1952年の急増が目を引くが、これはおもに1951年末から展開された「三反」運動（国家機関、国営企業の幹部の「三害」[汚職、浪費、官僚

表4 1946～56年 上海市財政収入

収入額 単位：億元（法幣）。ただし1948年8月～49年5月は1000万元（金圓券）。												
	税収							中央補助 収入	公有営業 収入	その他 収入	市政 建設捐	合計
	土地税等	営業税	屠宰税	房捐	筵席税等	その他税	税収合計					
1946年	32	1	43	19	398	34	527	103	—	75	77	782
1947年	366	2,103	263	38	1,608	139	4,518	1,690	1	1,252	1,586	9,046
1948年1～7月	754	12,185	1,757	132	10,201	1,103	26,132	3,646	18	5,963	9,684	45,443
1948年8～12月	*	1	1	*	2	*	4	*	*	1	1	6
1949年1～5月	1,907	52,746	49,768	126,783	25,530	600	257,334	—	7	38,892	59,539	355,772

比率

1946年	4.1%	0.1%	5.5%	2.4%	50.9%	4.4%	67.4%	13.2%	—	9.6%	9.9%	100.0%
1947年	4.0%	23.2%	2.9%	0.4%	17.8%	1.5%	49.9%	18.7%	*	13.8%	17.5%	100.0%
1948年1～7月	1.7%	26.8%	3.9%	0.3%	22.4%	2.4%	57.5%	8.0%	*	13.1%	21.3%	100.0%
1948年8～12月	1.3%	11.4%	12.8%	8.0%	33.0%	0.7%	67.2%	0.9%	*	16.0%	16.0%	100.0%
1949年1～5月	0.5%	14.8%	14.0%	35.6%	7.2%	0.2%	72.3%	—	*	10.9%	16.7%	100.0%

収入額 単位：億元（人民幣元）

	税収								企業 収入	その他 収入	附加税 収入	合計
	印花税	利息 所得税	屠宰税	房捐・ 地産税等	特種消費 行為税	使用 牌照税	分成税	税収 合計				
1949年6～12月	—	—	53	167	78	51	150	498	—	314	—	812
1950年	—	—	516	4,800	625	475	—	6,416	105	3,842	606	10,969
1951年	—	—	646	3,755	775	378	—	5,554	633	5,540	2,795	14,521
1952年	—	—	938	3,812	603	287	18	5,657	1,513	9,245	9,303	25,718
1953年	1,542	254	2,070	4,651	488	367	—	9,372	4,330	6,359	—	20,060
1954年	1,248	283	2,738	4,299	449	374	2,007	11,397	7,243	6,891	1,683	27,214
1955年	1,365	284	1,825	3,973	386	337	—	8,170	10,723	4,965	1,588	25,446
1956年	1,703	219	2,031	3,083	303	312	—	7,650	16,382	4,775	1,763	30,571

比率

1949年6～12月	—	—	6.5%	20.5%	9.6%	6.3%	18.4%	61.3%	—	38.7%	—	100.0%
1950年	—	—	4.7%	43.8%	5.7%	4.3%	—	58.5%	1.0%	35.0%	5.5%	100.0%
1951年	—	—	4.5%	25.9%	5.3%	2.6%	—	38.2%	4.4%	38.1%	19.2%	100.0%
1952年	—	—	3.6%	14.8%	2.3%	1.1%	0.1%	22.0%	5.9%	35.9%	36.2%	100.0%
1953年	7.7%	1.3%	10.3%	23.2%	2.4%	1.8%	—	46.7%	21.6%	31.7%	—	100.0%
1954年	4.6%	1.0%	10.1%	15.8%	1.7%	1.4%	7.4%	41.9%	26.6%	25.3%	6.2%	100.0%
1955年	5.4%	1.1%	7.2%	15.6%	1.5%	1.3%	—	32.1%	42.1%	19.5%	6.2%	100.0%
1956年	5.6%	0.7%	6.6%	10.1%	1.0%	1.0%	—	25.0%	53.6%	15.6%	5.8%	100.0%

(出所) 1946年～49年5月：「上海市稅務統計 1950年4月至6月」247-249。

ただし、1946～48年の「中央補助収入」と47年の「その他収入」については以下の史料に依拠した。

1949年1～5月の「中央補助収入」はデータなし。

1946年：「上海市地方財政統計資料第3号（包括34年9月至36年度各項地方財政收支之統計分析数字）」中の「上海市地方財政收入實際數與預算數比較表 35年度上半年度」・「上海市地方財政收入實際數與預算數比較表35年度下半年度」。

1947年：「上海市地方財政統計總報告 36年度」中の表5「上海市36年度財政實際收入」。

1948年：「上海市政府37年度統計總報告司法行政交通地政等綜結」167—168。

1949年6～56年：「上海市1949年-1956年度財政收支統計表及基本建設支出統計表（包括地方自籌部分）」2。

(注) (1) 本表は前年度繰越分を組み入れていない。

(2) 「土地税等」は、原表の「田賦」、「契稅」、「土地增值稅」、「地價稅」の合計。

(3) 「筵席税等」は、原表の「筵席稅」、「娛樂稅」、「旅棧捐」の合計。

(4) 「その他税」は、原表の「營業牌照稅」、「使用牌照稅」、「碼頭稅」の合計。

(5) 「市政建設捐」は、原表の「市政建設捐」、「公用事業附征市政建設捐」、「車兩附征市政建設捐」、「房捐附征市政建設捐」の合計。

(6) 「中央補助収入」は、各原表の「中央補助収入」、「中央貼補公用事業収入」、「經臨費余剩」、「保管費」、「代收費」、「借入款」、「取回代墊款」等の合計。

(7) 1946年～49年5月の「その他収入」は、原表の「懲罰及賠償収入」、「規費収入」、「財產及權利収入」、「工程受益費収入」、「其他収入」の合計。

(8) 1948年1～7月および1948年8～12月については、一部原表数字を法幣：金圓券=300万：1で換算している。

(9) 1949年6月～56年の「その他収入」は、「規費収入」、「罰沒收入」、「公產收入」、「雜項收入」、「公用事業附加」等の合計。

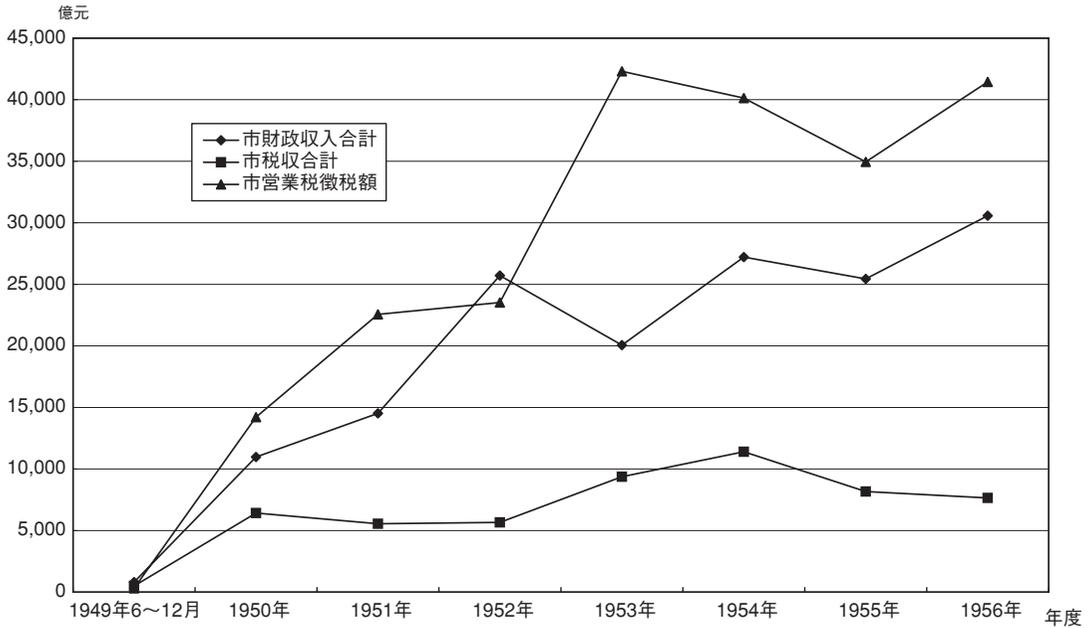
(10) 「房捐・地産税等」は、原表の「房捐」、「地産稅」、「契稅」の合計。

(11) 「分成稅」の内訳は、1949年6～12月と54年が工商業營業稅で、52年が農業稅。

(12) 1949年6月～56年の稅取各項目および合計は表4と異なる部分があるが、原表のまま。

(13) 「附加稅收入」は、原表の「工商業稅附加」、「農業稅附加」、「房地產稅附加」の合計。

図2 1949年6月～56年 上海市営業税徴税額・税収合計・財政収入合計の比較



(出所) 表3, 表4より作成。

主義]の摘発), およびそれに続く「五反」運動(資本家の「五毒」[賄賂, 脱税, 国家資材の窃盗, 手抜きと材料ごまかし, 経済情報の盗み取り]の摘発)などの大衆動員型政治運動における資本家に対する罰金, 没収によるものであった^(注23)。また, 附加税収入は特に工商税附加が中心であり, 工商税附加の附加率は1951年創設時の10パーセントから52年には15パーセントに引き上げられ, 51年に1729億元(市財政収入の11.9パーセント), 52年には8322億元(同32.4パーセント)というきわめて大きな額を記録した[汪 1995, 133-135]。その後, 附加税は1953年にいったん徴収が停止され, 54年以降は地方自籌経費(地方自己調達収入)として正式に予算外収入項目に割り当てられるが^(注24), 附加率は5パーセント以下に引き下げられその財政収入における比率は低下している。

ここから, 建国直後の数年間, 上海市は徴税額の増加に対する果実を直接は得られなかった代わりに, 「その他の収入」や附加税収入といった臨時的な収入を市財政の支えとしていたことがみて取れる。いい換えれば, 税収の伸び悩みと中央からの補助の途絶はこれらの臨時収入によって補われざるを得なかったのである。こうした従来の税収を中心とする財政収入構造の変動こそが, 人民共和国建国前後の税財政制度変革が上海市にもたらした最初の大きなインパクトであった。

そして1953年以降は, このような財政収入の状況下において建国以来着実にその額を伸ばし続けてきた企業収入の割合が増し, 上海市の財政構造を大きく転換させることとなる。この点については次節で検討する。

Ⅲ 地方企業と上海市財政

1. 社会主義改造と企業収入の増加

人民共和国初期の上海市財政における企業収入とは、おもに市に帰属する地方国営・公私合営企業からの利潤上納と減価償却基金上納を指し、これらは企業からの税収とは別に扱われる〔汪 1995, 112-122〕。

都市における企業収入は、1951年の時点ですでに政務院が「都市地方財政のさらなる整理に関する決定」のなかで「市営企業を次第に発展させ、市財政収入の依るべき基礎として定めなければならない」としているように、早くから

財政収入の柱となることが期待されていた〔財政部綜合計画司 1982, 53-55〕。しかし前掲表4の示す通り、上海市の企業収入は1950年以降一貫して増加し続けているものの、税収を上回り、市財政収入の半分を担うようになったのは55年のことである。この割合の逆転は、戦後国民政府期には公有営業収入がほぼ皆無であったことから考えれば^(注25)、財政収入構造における画期的な転換とってよいだろう。むろん、戦後国民政府期の上海に国営企業が存在しなかったわけではなく、とりわけ第2次大戦後に政府が接収した旧日本資本紡織工場を基盤として設立された中国紡織建設公司是巨大な規模を誇ったが、同公司是全国に支社、工場をもつ独立した国営

表5 1949～56年 上海市企業収入内訳

(単位：億元)								
	建築工程	地方工業	城市公用	公私合営	商業	水産	その他	合計
1949年6～12月	—	—	—	—	—	—	—	—
1950年	20	16	36	—	19	—	15	105
1951年	253	104	132	—	59	—	85	633
1952年	88	573	369	55	201	—	226	1,513
1953年	416	1,210	1,684	36	—	310	674	4,330
1954年	1,009	2,218	1,904	75	—	978	1,059	7,243
1955年	721	3,106	3,099	432	—	1,156	2,210	10,723
1956年	307	4,398	3,255	6,604	—	—	1,818	16,382
比率								
	建築工程	地方工業	城市公用	公私合営	商業	水産	その他	合計
1949年6～12月	—	—	—	—	—	—	—	—
1950年	18.6%	15.0%	34.5%	—	17.9%	—	14.0%	100.0%
1951年	40.0%	16.4%	20.9%	—	9.3%	—	13.4%	100.0%
1952年	5.8%	37.9%	24.4%	3.7%	13.3%	—	15.0%	100.0%
1953年	9.6%	27.9%	38.9%	0.8%	—	7.2%	15.6%	100.0%
1954年	13.9%	30.6%	26.3%	1.0%	—	13.5%	14.6%	100.0%
1955年	6.7%	29.0%	28.9%	4.0%	—	10.8%	20.6%	100.0%
1956年	1.9%	26.8%	19.9%	40.3%	—	—	11.1%	100.0%

(出所)「上海市1949年—1956年度財政収支統計表及基本建設支出統計表(包括地方自籌部分)」中の「上海市1949—1956年財政収入統計表」。

(注) (1)「公私合営」の業種内訳は不明。

(2)「その他企業」は、原表の「農業企業」、「水利企業」、「交通企業」、「郵電企業」、「文教衛生企業」、「其他企業」、「事業収入」の合計。

企業であり、市政府との経営・財務上の関係は存在しなかった [金 2006, 47-59]。

さて、この企業収入の増加の要因を1949年以降の企業収入の内訳を示した表5にもとづき検討すると、1955年までの企業収入の中心が城市公用（水道、ガス、電車、バスなどの都市公共事業）と地方工業企業からの収入であり、次いで建築工程（工事）、商業、水産といった業種の企業が貢献していたことが分かる。しかし注目すべきは1956年の企業収入の飛躍的増加に大きく寄与した市所属の公私合営企業からの収入の増加であり、55年には432億元にすぎなかったのが、56年には6604億元と約15倍近くになっている（注26）。

こうした公私合営企業収入の急激な増加は、同時期に進展した私営企業の社会主義改造の結果に他ならない。表6は工業部門における各所有制企業数の推移を示したものであるが、同表から明らかのように、上海市において、社会主義改造は中央公私合営企業を増加させると同時に、それを遥かに上回る数の地方所属公私合営企業を生み出したのである。むろん、1956年末時点での中央公私合営工業企業の固定資産合計

額が6兆9605億元と、企業数で圧倒的に多い地方公私合営企業の5兆5334億元を上回っていたことから看取できるように [「上海市国民経済統計1949-1956年」1957, 14]、私営の有力企業の多くが中央公私合営企業とされたのであり、この時点で地方に所属したのは比較的規模の小さい中小企業であった。とはいえ、私営商工業の社会主義改造による地方公私合営企業の量的拡大こそが市財政収入構造の転換を決定的なものとした要因といえよう。

そしてもうひとつの重要な要素は、公私合営企業の利潤分配方法の変化である。公私合営企業の利潤分配は、1949年以来、基本的に私営企業の利潤分配と同じ形式を採り、市財政の企業収入となるのは政府持ち株比率に応じた配当のみであった（注27）。しかし1956年の全業種における公私合営化の実行後には、民間の株式保有者に対し利潤額の変動に関係なく合営実行時に算出された出資額にもとづく一定の利息（基本的に一律5パーセント）を支払う定息制度が全面的に導入され（注28）、これによって地方公私合営企業利潤から定息支払い分を差し引いた額がすべて市の企業収入に計上されるようになった。

表6 1949～56年 上海市工業企業単位数と所有制

(単位：戸)

	国営	地方国営	合作社営 (加工廠)	中央 公私合営	地方 公私合営	私営	総計
1949年	92	50	1	11	4	20,149	20,307
1950年	108	48	3	17	7	20,707	20,890
1951年	123	70	7	41	18	24,673	24,932
1952年	132	89	7	46	19	25,548	25,841
1953年	142	104	20	47	21	29,485	29,819
1954年	152	118	23	43	201	27,983	28,520
1955年	143	119	30	42	333	22,602	23,269
1956年	149	130	43	358	16,410	6	17,096

(出所)「上海市国民経済統計 1949-1956年」11。

この点を、中国科学院上海経済研究所・上海社会科学学院経済研究所（1959, 233-235）や桂（2006, 230-233）が指摘するように企業の損益と資本家への配当との分離による「資本主義の消滅」として捉えることも可能であろう。しかしこれは裏を返せば、企業の経営および損益に対する利害関係の主体がその企業の所属する行政単位に移ったことをも意味していたのである。

このように、人民共和国建国以後における地方固有税収の削減と中央補助収入の減少のなかで「その他収入」や附加税などの臨時的収入に依存せざるを得なくなっていた上海市財政は、社会主義改造の進展を梃子とした企業収入の増加により、その収入構造を決定的に転換させたのであった。こうした企業収入を中心とする財政収入構造への転換は、戦後国民政府期において主に上海の様々な経済主体への課税によってまかなわれていた市財政が、税財政制度変革によりその条件を失うなかで、市政府自身の下に属する地方国营・公私合営企業から上納される収入を主要な財源としていく過程であったといえる。

2. 市財政支出と地方企業

さらに、こうした人民共和国初期における市財政と地方企業の関係は、財政支出を含めた市財政構造全体からみるとより明確に浮かび上がってくる。

表7により両時期の市財政支出の推移をみると、まず目を引くのが戦後国民政府期における政府職員生活補助費の割合の大きさである。これは当時の激しいインフレへの対応として給与所得者である市政府職員に支給された補助費であるが、1946年以降年々増加し、48年1～8月段階では財政支出の80パーセントを超えるまで

に到っていた。

その一方で同時期の経済建設費（橋梁など公共建築への支出とみられるが、詳細は不明）も、1948年以降その割合を大きく減少させるものの47年までは20パーセント以上を維持している。ここから、戦後当初は経済建設に一定の費用を割きながらも、内戦の激化とインフレという特殊な状況のなかで、結果的に財政支出の大部分を行政経費に回さざるを得なくなっていた実情が垣間見える。ただし、既述の通り同時期の公有営業収入がほぼ皆無に等しかったことを考慮すると、当時の経済建設費とは短期的な収益を見込む性質の投資ではなかったと推察できる。

そして人民共和国初期の財政支出に目を向けると、その割合は基本的には経済建設費、行政管理費、社会文教費がそれぞれ30パーセント前後で拮抗する構造であったが、目立つのは中央上解支出の増加である。中央上解とは、既に述べたように市の予算内財政収入から中央が決定した収支指標にもとづいて中央へ上納することであるが、1954年の1213億元から55年には7217億元と急増して同市財政支出の27.7パーセントという無視しえない割合を占めていた。この増加はまさに企業収入の増加とリンクしており、先にみた地方固有の税収項目の削減を考え合わせれば、Lardy（1978, 134-135）や毛里（1990, 97-102）が強調するように中央は上海市に対し強力な吸い上げを行っていたといえる。実際のところ、中央上解の実行に対しては当初上海市政府内にも抵抗があり、1952年の「三反」運動のなかで「本位主義思想」として批判にさらされていた^(注29)。

しかしそうした中央による厳しい財政管理の一方で、注目に値するのは経済建設費の内訳で

表7 1946～56年 上海市財政支出

支出額 単位：億元（法幣）。ただし1948年9月-1949年5月は1000万元（金圓券）。						
	経済建設費	行政経費	政府職員 生活補助費	教育文化 衛生費	その他支出	合計
1946年	172	127	421	79	7	806
1947年	1,477	860	3,398	719	439	6,892
1948年1～8月	4,379	6,365	70,292	5,302	273	86,612
1948年9～12月	*	5	—	*	*	5
1949年1～4月	163	7,975	—	225	28	8,390

比率

1946年	21.4%	15.7%	52.3%	9.8%	0.8%	100.0%
1947年	21.4%	12.5%	49.3%	10.4%	6.4%	100.0%
1948年1～8月	5.1%	7.3%	81.2%	6.1%	0.3%	100.0%
1948年9～12月	9.0%	89.3%	—	*	1.7%	100.0%
1949年1～4月	1.9%	95.0%	—	2.7%	0.3%	100.0%

支出額 単位：億元（人民幣）

	経済建設費	行政管理費	社会文教費	中央上解支出	その他支出	合計
1949年6～12月	160	316	261	—	—	736
1950年	1,532	3,426	2,952	—	77	7,988
1951年	4,756	5,693	3,879	783	348	15,459
1952年	8,698	5,679	6,485	3,290	184	24,335
1953年	7,218	5,958	5,327	500	154	19,157
1954年	7,924	6,566	7,129	1,213	1,807	24,639
1955年	4,124	6,925	6,759	7,217	1,016	26,040
1956年	10,293	7,304	10,465	6,491	395	34,948

比率

1949年6～12月	21.7%	42.9%	35.5%	—	—	100.0%
1950年	19.2%	42.9%	37.0%	—	1.0%	100.0%
1951年	30.8%	36.8%	25.1%	5.1%	2.2%	100.0%
1952年	35.7%	23.3%	26.6%	13.5%	0.8%	100.0%
1953年	37.7%	31.1%	27.8%	2.6%	0.8%	100.0%
1954年	32.2%	26.6%	28.9%	4.9%	7.3%	100.0%
1955年	15.8%	26.6%	26.0%	27.7%	3.9%	100.0%
1956年	29.5%	20.9%	29.9%	18.6%	1.1%	100.0%

（出所）1946～49年4月：汪（1995，153-156）を整理。ただし内訳等に関しては、以下の檔案資料を参考にした。

1946年：「35年度統計総報告底稿」172。

1947年：「上海市地方財政統計総報告 36年度」中の表6「上海市36年度財政實際支出（科目別）」。

1948年1～8月：「上海市財政局關於參議會対提送施政工作報告決議案本局將遵辦情形報核」139,および「上海市財政局呈送參會財政部分施政報告的呈文及大会有關財政部分決議案、執行情形表等」7。

1949年6月～56年：「上海市1949-1956年度財政收支統計表・1951-1956年度基本建設支出統計表（包括地方自籌部分）」7。

（注）（1）各項の原表での内訳は以下の通り。

1946年～48年8月：

経済建設費：経済及建設，地政

行政経費：政權行使，行政，社会及救済，保警，財務，民政及自治

教育文化衛生費：教育文化，衛生

1948年9月～49年4月：不明

1949年6月～56年：

経済建設費：建築工程，地方工業，農墾，農業，水産，水利，交通，郵電，商業，文教衛生企業，公私合營企業投資，其他企業，其他經濟建設，城市公用事業

行政管理費：行政管理費，司法，檢察，公安，政治業務費，外交，民主党派和人民团体補助

社会文教費：文化，高等教育，教育，幹部訓練，通訊和廣播，体育，衛生，優撫，社会救済及福利

（2）1948年1～8月の8月分は，8月1～20日分のみ。

（3）1948年9月～49年4月の生活補助費は，行政経費に組み入れられている。

（4）1949年5月は欠落。

ある。表8によれば、1953年までは城市公用企業への支出が圧倒的な割合を占めていたが、地方工業の割合も51年には26.7パーセントを占めるなど無視できず、さらに54年以降は公私合営支出が増え始め、56年にはついに城市公用を上回っている。ここから人民共和国初期においては、市財政から公共建築だけではなく工業企業や各種の公私合営企業に対して直接的な資金投入が展開されていたことがみて取れよう。

これらの市財政から市所属企業への直接的な資金投入が、当時の中央主導の経済建設投資とは別のレベルで行われていたことは留意されるべきである。第1次五カ年計画期の全国レベル

での基本建設投資を象徴する156項目の経済建設プロジェクト（実際に実施されたのは150項目）のうち、上海を対象とするものは皆無であったのであり[董・呉 2004, 413-416]、上海市は中央による内陸重視の投資計画においては蚊帳の外におかれていた。つまり地方企業への投資は、中央からの資金投入が期待できないなかで独自に展開されていたのであった。

さらに、企業収入と経済建設費支出において主要な割合を占める地方工業、城市公用、公私合営について、各業企業収入から経済建設費中の各業別支出を差し引いてそれぞれの市財政に対する損益を求めたのが図3である。ここから

表8 1949～56年 上海市経済建設費内訳

(単位：億元 [人民元])

	建築工程	地方工業	城市公用	公私合営	農業	交通	その他	合計
1949年6～12月	1	9	131	—	—	—	18	160
1950年	15	7	1,417	—	—	4	88	1,532
1951年	118	1,268	3,113	—	5	125	127	4,756
1952年	54	884	6,914	243	8	168	427	8,698
1953年	238	200	6,301	63	43	32	343	7,218
1954年	148	372	4,519	1,991	125	184	586	7,924
1955年	74	166	2,584	638	241	48	372	4,124
1956年	241	819	3,248	4,327	920	435	304	10,293

比率

	建築工程	地方工業	城市公用	公私合営	農業	交通	その他	合計
1949年6～12月	0.6%	5.8%	82.3%	—	—	—	11.3%	100.0%
1950年	1.0%	0.5%	92.5%	—	—	0.3%	5.7%	100.0%
1951年	2.5%	26.7%	65.5%	—	0.1%	2.6%	2.7%	100.0%
1952年	0.6%	10.2%	79.5%	2.8%	0.1%	1.9%	4.9%	100.0%
1953年	3.3%	2.8%	87.3%	0.9%	0.6%	0.4%	4.7%	100.0%
1954年	1.9%	4.7%	57.0%	25.1%	1.6%	2.3%	7.4%	100.0%
1955年	1.8%	4.0%	62.7%	15.5%	5.9%	1.2%	9.0%	100.0%
1956年	2.3%	8.0%	31.6%	42.0%	8.9%	4.2%	2.9%	100.0%

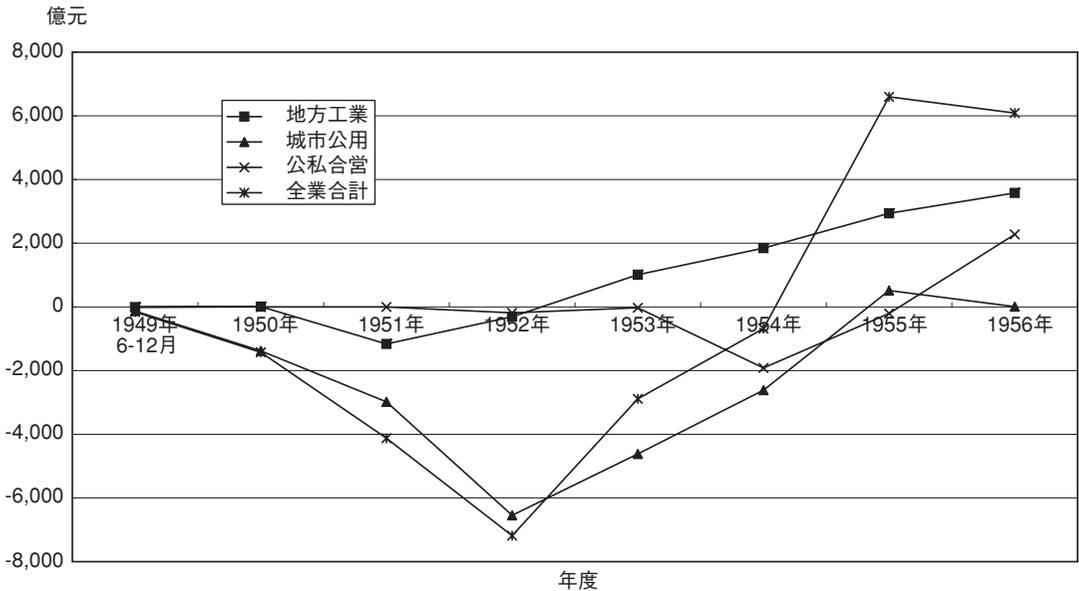
(出所)「上海市1949年—1956年度財政収支統計表及基本建設支出統計表(包括地方自籌部分)」7。

(注) (1)「公私合営」の業種内訳は不明。

(2)「その他」は、原表の「水産」、「水利」、「郵電」、「商業」、「文教衛生企業」、「其他企業」、「其他経済建設」の合計。

(3)「農業」には原表の「農墾」も含む。

図3 1949～56年 各業地方企業収入—経済建設費支出



(出所) 表5, 表8より作成。

看取できるのは、城市公用が1954年まで大幅な赤字を計上しつつも55年にはほぼ収支バランスを保つようになった点、53年から地方工業が着実に利益を生み出している点、そして56年に公私合営が利益を計上するようになっていた点である。そして地方企業全体の損益についてみれば1955年からプラスに転じていることがわかる。これらの点から明らかなように、市政府は1955年から56年にかけて、地方企業への財政支出→地方企業における付加価値の創造→企業収入として市財政収入への還流、というサイクルを通じて実質的な利益を得るようになっていたのである。

こうした市財政と地方企業の財務上における密接な相互関係は、人民共和国内国建国以後に形成されたきわめて大きな変化であった^(注30)。そしてその背景に存在したのは、中央による厳しい

財政管理の下、地方企業からの収入が市財政を維持するためにも中央上解のノルマを達成するためにも不可欠な役割を果たすようになっていたという事情である。それゆえ、市政府にとって企業収入を安定的に生み出し続けることがきわめて重要な課題として立ち現れてきたのであり、ここに市政府が地方企業に対して積極的に投資して地域内において自律的な経済活動を展開させていく動機が存在していた。この、財政収支の枠組みを厳しく管理する一方で具体的な収入実現のプロセスについては地方に委ねる原則的・形式的な中央集権構造こそが、社会主義経済体制下における上海市政府の経済活動を規定する重要な要素となっていたのであり、また国家財政を支える基盤ともなっていたのである^(注31)。

むすびにかえて

以上、1949年の政権交代による税財政制度変革を踏まえつつ、上海市の財政構造の変動を考察してきた。最後に本稿の考察を通じて析出された税財政制度変革の上海市財政に与えた影響とそこから示唆される諸点を提示してむすびにかえたい。

税財政制度変革の影響としてまず挙げられるのは、既存の上海市財政収入構造の変動である。両時期の税財政制度の相違は、既に述べたように、戦後国民政府が「国地財政劃分」を掲げて中央が安定的に確保できる財源を直接抑えつつ地方に独自の財源を割り当てる体制であったのに対し、人民共和国初期は、地方固有の財源を削減し地方財政収支自体を直接管理する体制であった点にある。こうした中央主導の税財政制度変革が上海市財政にもたらしたのは、税収を中心とする従来の収入構造の変動であった。上海市における商工業税徴収額自体は人民共和国初期において基本的に増加傾向にあったが、その一方で、市財政収入においては税収が伸び悩み、「その他の収入」や附加税収入などの臨時収入に依存せざるを得ない状況が生まれる。戦後国民政府期において上海市財政の柱となりつつあった営業税が市の固定的財源から切り離されたことが、きわめて重要な意味をもったのである。

次に、私営企業の社会主義改造を通じた市政府と地方企業の密接化が挙げられる。上記の税収の割合低下という状況の下で生じたのは、社会主義改造を梃子とした企業収入の増加であった。資本主義商工業の社会主義改造の意義はい

うまでもなく所有制の変革にあるが、上海市における重要な含意は、私営企業から公私合営企業へという所有制変革の過程において市政府に所属する企業を爆発的に増加させた点にあった。その結果、地方国営・公私合営企業からの収入が上海市財政において主要な割合を占めるようになり、また財政支出においても地方企業に対する直接的な資金投入が顕著になっていったのである。こうして密接に結びついた市政府と地方企業は、最終的には中央の財政管理に従属しつつも、中央からの建設投資配分が望めない状況下において地域内で主体的に経済活動を展開する動機と基盤をもっていた。この市政府と地方企業の結合関係は、従来の社会主義改造に対する「私営企業の公私合営化」という単一の観点では十分に捉えられない側面であるが[上海社会科学院経済研究所 1980]、財政構造の変動に着目すれば非常に鮮明に浮かび上がってくる。

こうした結合関係の形成は、民国期以来の上海経済の発展過程に照らしてみてもきわめて大きな転換であったといえる。なぜなら、民国期における上海の一都市としては群を抜く経済規模は、租界の存在という特殊な条件の下で外国資本を含む大小様々な企業が集積した結果であるが、そのなかで市政府とそれらの企業との直接的な関係は基本的には地方税の徴収や企業登記などに限定されていたからである。それゆえ、人民共和国初期において、市政府と無数の私営企業が財務上において直接的に結びつけられたことは、市政府の市経済に対する管理領域が従来に比べて飛躍的に拡大したことを意味していた。それはいわば、歴史的に形成された上海という巨大な経済都市が市政府という一行政機構と一体化しながらその管理下に収められていく

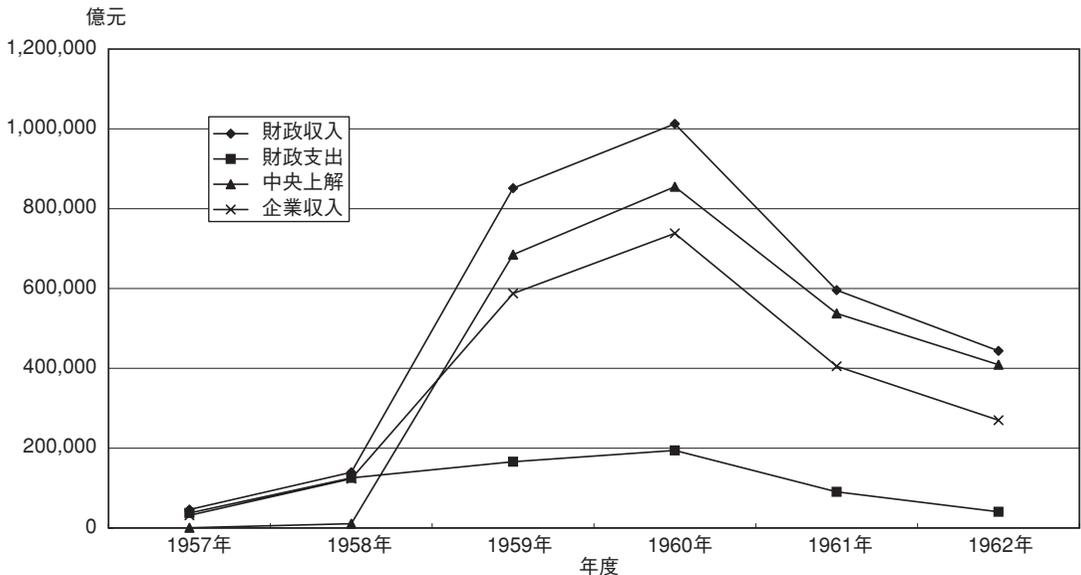
過程であった。

さらに、1956年段階で形成されたこの構造は、その後の大躍進時期（58～60年）においてより明確に定着することとなる。図4により1957～62年の市財政収支構造をみると、59年以降は企業収入が飛躍的に増加し、財政収入が支出を大幅に上回る状況が生まれていた。これは毛沢東による地方権力拡大の提起にもとづき1958年に実施された中央所属企業の大規模な地方移管の結果であり〔財政部総合計画司 1982, 7〕、一見すると上海市財政は大幅な黒字を計上していたかのように見える。しかし実際には中央上解額もそれに応じて引き上げられており、中央は上海市の支出指標を抑え込みつつ、上海市に管理を委ねた企業からの利益を上解として吸い上げていたのである。こうした中央による国営企業管理の地方委託化は、市政府とその所属企業と

の関係をより広範囲に押し広げ、この過程で強固に結びついた市政府と地方企業の連合体こそが計画経済期を通じて主要な経済主体であり続けた。

そして改革開放期の1982年段階における上海市工業企業の状況をみれば、全市8368単位のうち中央に属するのはわずか148単位で、市政府が直接管理する地方国営企業3161単位の生産額522億7100万元（新人民幣）は全市工業総生産額636億7000万元（同）の82パーセントを占め、経済規模の上で中央所属企業や集団所有制企業（市以下の行政単位所属企業や市街地居住者組織企業、郷鎮企業など）を圧倒していた^{〔注32〕}。この後1990年代にかけて集団所有制企業や外資企業、私営企業の増加によりこうした構造は徐々に変化するが〔関 1997, 68-79〕、民国期までの歴史的発展過程を基礎とし、人民共和国初期の税財

図4 1957～62年 上海市財政収支および中央上解



〔出所〕 汪（1995, 69-70, 155-156）。

〔注〕 本図の「財政支出」には「中央上解」を含めていない。

政制度の下で市政府と結びついた市所属の地方国営企業は、市場経済が復活する改革開放期においても重要な経済主体として存在していたのである。

もちろん、本稿で考察した税財政制度変革の影響については地域的偏差を考慮しなければならない。例えば福建省西南に位置し7つの県を含む龍巖地区では、計画経済期を通じて農業税と商工業税収入から地方へ引き渡される分配金が予算内収入の8割を占めたとされる〔岩井2004b, 209〕。その意味で上海市の税財政制度変革を通じた変動は、その商工業の中心地として発展してきた歴史過程に大きく規定されたきわめて特殊な例であるといわざるをえない。しかし、上海市のケースを人民共和国初期に形成された地方財政の一方のモデル（地方企業収入依存型）とし、また龍巖地区のようなケースをもう一方のモデル（中央分成依存型）と想定することで、税財政制度変革および社会主義改造の各地における経済史的意義を全国的な比較のなかで議論することが可能になろう。こうした分析視角は、民国期までの歴史過程が社会主義経済体制の形成に与えた規定性を観測するひとつの方法になりうるものと考ええる。むしろ、その他のモデルの存在も想定されるが、この点に関するより深い考察は、地方政府と結びついた地方企業の具体的なパフォーマンス分析と並ぶ今後の課題である。

〔注1〕そのなかで趙（2002, 154-155）は、1994年の分税制改革（国税・地方税分割の明確化）を主要な考察対象としつつ民国期以降の税財政制度の変遷を概観しているが、国民政府時期を比較的完成された分税制体制の時期と位置づけており興味深い。

〔注2〕「戦後国民政府期」は本来1948年5月まで、

「人民共和国初期」は49年10月の人民共和国成立を始点とすべきであるが、本稿では便宜上、49年5月の人民解放軍による上海占領を両期の区分点とする。また「人民共和国建国初期」とは一般に第1次5カ年計画の開始（1953年）以前の49年から52年を指すが、本稿は56年における生産手段の社会主義改造（私営商工業の公私合営化——国家資本と民間資本の合資形態化——、農業の集団化、手工業の協同経営化）の完成を社会主義体制の基本的確立と捉える視点から、49年から56年までを「人民共和国初期」と設定する。

〔注3〕商工業税（原語は「工商税」とは、商工業者が負担する税の総称である。広義には関税と塩税を含むが、本稿では関税と塩税を除いたものと定義する。

〔注4〕特種営業税とは、銀行業、信託業、保険業、交易所、輸出入業、交通事業、競争性のある国営事業、中央政府と人民の合営営利企業などに課される税で、1947年5月に国税として導入されたが、地方の営業税収入をおびやかすため、中央・地方間の確執を招いたという〔国家税務総局 2001, 464；裴・韋 1999, 44〕。

〔注5〕土地税は院轄市に該地徴税額の60パーセント、省以下に70パーセント（省20パーセントと県・市50パーセント）が割り当てられ、残りは中央収入とされた。また営業税は院轄市に70パーセント、省以下に100パーセント（省50パーセントと県・市50パーセント）が割り当てられ、1948年には院轄市へも100パーセント割り当てとなった。遺産税については院轄市に15パーセント、省下の県・市に30パーセントが割り当てられ、1947年には院轄市30パーセント、県・市70パーセントに改変されている〔国家税務総局 2001, 424, 460-462〕。

〔注6〕両時期の税財政を議論する前提として、1948年から50年にかけての激しいインフレを十分考慮する必要がある。上海市の卸売物価指数の推移は、中国科学院上海経済研究所・上海社会科学院経済研究所（1958, 173, 448-453）によると以下の通り。1946年1月～49年5月は、46年1月を1.00とすると、46年：2.64, 47年：24.92, 48年1～7月：500.04, 48年8～12月：14.93, 49年1～5月：245

万4115.38。1949年6月～56年は、49年6月を1.00とすると、49年6～12月：5.29, 50年：21.79, 51年：28.75, 52年：29.04, 53年：28.60, 54年：28.71, 55年：28.81, 56年：28.73。

(注7) 賈(1962, 47)によれば、1946年の「公債・借款収入」のほぼすべて(5兆5136億元)が銀行借款であった。

(注8) 人民共和國建国以前の中共統治地域における税財政制度については、日中戦争期、戦後内戦期を通じて統治地域自体が分散し、それぞれ独立して活動していたため、各地区では独自の制度が展開されていた[南部 1991, 4-8, 113-117]。根拠地財政の財源は、地域・時期によって異なるが、基本的には公糧と呼ばれる現物徴収の農業税が中心であり、日中戦争期には根拠地財政収入の80パーセントを占めたとされる[李 1959, 58]。また、塚瀬(2001)によれば、東北解放区の財政収入の中心は公糧収入とソ連・朝鮮への農産物輸出による貿易収入であり、商工業者からの徴税額の割合は大きくなかった。

(注9) 印花税と利息所得税は1953年に地方税に割り当てられた[財政部綜合計画司 1982, 64-67]。

(注10) 財政部綜合計画司(1982, 47-48, 57-58, 66, 69, 81)および汪(1995, 62-63)を参照。具体的には、1953年12月17日に財政部華東財政管理局が制定した「華東区1954年度財政收支分成辦法」では「固定比例分成」と「中央調剤収入」について以下のように規定している。「(三)固定比例分成収入：(1)農業税：山東・江蘇・浙江は55パーセントを地方に割当て…(中略、以下同じ)上海はすべて中央収入に組み入れる。(2)工商營業税と工商所得税：…山東は60パーセントを中央に、40パーセントを地方に割当てる。…上海は工商營業税の5パーセントを地方に、95パーセントを中央に組み入れる。工商所得税は全て中央収入に組み入れる。(四)調剤税収入：…商品流通税・貨物税の地方に残すべき割合は以下のように規定する：山東は76パーセントを中央に、24パーセントを地方に割当てる。…上海はすべて中央収入に組み入れる」。ただし筆者は同辦法の原文を未見であり、上記は『上海財政稅務志』編纂委員会(1999, 166)からの重引である。

(注11) 人民共和國期の地方財政収入は、「予算内

収入」(正規の収入)と、後述のように1954年に確立する地方自籌經費収入からなる「予算外収入」に分けられ、中央上解支出は予算内収入にもとづき算出された。そして予算内収入から中央上解支出を引いたものが「地方分成収入」となり、これと「予算外収入」の合計が実際の地方収入となった[汪 1995, 69-68]。

(注12) ここでいう「地方」とは、大行政区、省(直轄市)、県(市)などの各級財政単位を総合した概念であり、「地方」の内部、例えば各大行政区と当該領域内の省、あるいは各省と県との間にも中央—地方間と同様の財政関係が存在していた[中央人民政府法制委員会 1953, 124-130]。

(注13) とはいえ、当時の中共中央内部における税財政制度に関する議論、およびその具体的な政策決定過程については史料上の制約から不明な点が多い。

(注14) 酌撥制度の崩壊過程については、岩井(2004a)を参照。雍正年間(1723～35年)に整備され、地方において徴収された正規の税収の中央への送付(京餉)および他省への送付(協餉)を中央の戸部が統一的に管理するこの制度は、原理的には人民共和國の税財政制度に類似している。また、この制度を機能させる上で戸部が各省の銀庫に現実に存する款項と数目を的確に掌握しておくことが不可欠であった点は、後述の人民共和國初期における国家経済間の帳簿決済化の拡大と財政收支管理の関係を考える上で示唆的である。

(注15) それを裏付ける事実として、三木(1971, 355-356)においては1952年末に河北、江蘇、広東、内モンゴ、東北等の合作社が独断で代用貨幣を発行し、地域的な一般的流通手段としていた例が紹介されている。

(注16) 人民共和國初期の都市における徴税過程については近年研究が進んでおり、武漢市を扱ったWang(2001)、天津市と上海市を検討した陳(2005)が貴重な成果として挙げられる。筆者の上海市の徴税過程に対する理解は基本的に両者の見解に近いが、制度化を通じた徴税能力の向上を指摘するWang(2001)よりも、制度化という概念に収まりきらない「納税戸を組織する能力」や「階級闘争的政治動員」を強調する陳(2005)の立場により近い。今後

は、なぜ中共が徴税過程に大衆を動員しより緻密な徴税体制を築くことができたのかという問題が追究されるべきであろう。

（注17）徴税主体と税収入の帰属先が必ずしも一致しないため、本稿では、実際に徴収した額を「徴税額」、中央・地方財政に収入として組み入れられる額をそれぞれの「税収」として区別する。

（注18）なお、以下の徴税額の増減に関する記述については、先に示した上海市の卸売物価指数でデフレートしても同様の傾向が認められる。

（注19）ただし興味深い点として、前掲表1,表2にもとづき上海市の貨物税系統徴税額の全国税収額に占める割合（上海市徴税額／全国税収額）を算出すると、1946/47年にはそれぞれ53パーセント、49パーセントと実に約半分近くに達していたが、51年以降は一貫して20パーセント弱に減少している。徴税額自体が緩やかに増加していたことを考慮すると、こうした人民共和建国以後の割合の低下は、民国期に形成された上海への税源の集中という状況が変容しつつあったことを示唆しているといえよう。

（注20）徴税額の増減に関しては税率の変動も重要な要素であるが、ここでは差し当たり金融業や証券業、仲介業に対する営業税率が戦後国民政府期（1.5～4パーセント）に比べ人民共和初期において高く設定されている点（1.5～15パーセント）、製造業に対する所得税の控除率が戦後国民政府期（10パーセント）より人民共和初期の方が高い（10～40パーセント）点のみを指摘しておく〔国家税務総局 2001, 436-437, 441-443, 462-463；劉 1988, 第2部 13-28, 107-112, 413-420〕。

（注21）顧（2002, 161-163）を参照。また、Wang（2001, 247-249）、陳（2005, 148-164）においても、それぞれ武漢市と上海、天津両市における基層徴税組織の充実と徴税能力強化の関係が指摘されている。

（注22）市財政収入においては地方債の役割が注目されるが、管見の限り、両時期を通じて上海市の地方債収入はない。日中戦争以前および日本占領下の上海市では地方債収入が財政を支えていたが、戦後において地方債は発行されなかったようである。一方、人民共和初期においては、1950年の人民勝利折実公債（現物換算の公債）など国債の募集が上海

市に任務として割り当てられていた〔銭 1946, 104-114；汪 1995, 141-146〕。

（注23）「三反」、「五反」運動については、差し当たり上原(1975/76)、泉谷(2000)を参照。汪(1995, 128-129)によれば、1952年の「その他の収入」中の罰金・没収の割合は37.7パーセント（3487億元）に達したとされ、これは同年の市財政収入の13.6パーセントにあたる。

（注24）地方自籌経費は、中央人民政府政務院の「地方建設の必要に適應し、国家予算以外のいくつかの解決が必要な問題を解決するために、人民が自ら望み人民の負担を増加させないという原則の下、省市人民政府が必要なときに工商各税徴収額を計算標準として2～6パーセントを独自に徴収することを許可する」とする指示（発出年月日不明）にもとづき、上海市においては1954年から正式な予算外収入項目として確立した〔為擬具上海市地方自籌経費方案報請核備由〕。これは現在まで継続する予算外資金の源流であるが、1954年の運用情況をみると中蘇友好大夏と人民広場大道の建設など基本的に都市建設に充てられていた〔1954年工作総結〕。

（注25）戦後初期において上海市政府が公営事業として営んだのは、数本の路線バスとガス会社、また復業した上海市銀行と興業信託社、市営の渡し船のみであり、その収入の詳細は明らかにされなかったとされる〔銭 1946, 121〕。

（注26）ただし、人民共和初期を通じた地方工業収入の増加からも看取できるように、1955年以前にも市政府による市所属企業拡大の試みは存在していた。1949年5月の上海軍事占領時に接収された旧国民政府系の国営企業はほぼすべて華東大行政区に所属することとなったが、後に7、8の公私合営紡織工場を地方所属に移管している。また1951年6～7月には上海市財政経済委員会地方工業処が設立され、52年までに新裕第一紗廠、光中染織廠、永新化工廠、天山化工廠、閔動銘金筆廠、協錫縫紐機廠等を購入あるいは出資、合営化したとされる〔顧 2002, 185-190〕。

（注27）私営企業の利潤分配については、1950年12月公布の「私営企業暫行条例」第25条において、決算後の利潤中、先に所得税、欠損の補填分、10パー

セント以上の公積金（積立金）を除いた後、株主に
は年利8パーセント以下の股息（出資額に対する利
息）を割り当て、またその余りを(1) 股東紅利（株
式配当）および董事（理事）等の報酬金（60パー
セント以上）、(2) 安全衛生設備基金（工業、鋳産業は
15パーセント以上）、(3) 職員・労働者福利基金およ
び奨励金等（15パーセント以上）、(4) その他、に分
配するとされた [中共中央文献研究室 1992, 516-
523]。その後、1953年10月に政務院財政経済委員会
は「四馬分肥」（企業利潤を公積金、所得税、出資者
代理人報酬を含む株主配当、職員労働者福利金に分
け、株主配当は原則として25パーセントを超えるこ
とができない）方式を導入していた [上海社会科学
院経済研究所 1980, 160]。

（注28）「中共上海市委対資改造十人小組關於公私
合營企業定股發息工作的通知」（1956年7月27日）[中
共上海市委統戰部・中共上海市委党史研究室・上海檔
案館 1993, 787-788]。また中国科学院上海經濟研究
所・上海社会科学院經濟研究所（1959, 233-236）も
参照。

（注29）以下は上海市財政局の自己批判文の一部で
あるが、当時の上海市の立場を示しており興味深い。
「……1951年の財政收支系統劃分後、我々はこの財
政上の新措置が地方の積極性をより促進するものと
認識したが、一方では古い財政劃分の理論からこれ
を認識し、地方財政と国家財政の関連を曖昧にし、
本位主義思想を助長してしまった。例えば上納任務
の執行に対して、十分に決然としておらず、我々の
地方財政には中央税の分成がないばかりか、1951年
の予算から700億元あまりの上納を出さなければなら
ないことを不公平だと感じ、反抗の思想が生まれ、
任務に対して引き延ばしの態度を採った（1952年3
月にようやく全て上納した）」[「検討報告」]。

（注30）一方で、増加する公私合營企業の財務管理
は市政府にとって喫緊の問題であった。「公私合營企
業の財務管理業務に対する主体性が足りない。上海
は私営商工業が最も集中する都市であり、私営商工
業に対して社会主義改造を行うことは本市の主要な
任務のひとつであり、今年から公私合營企業はすで
に大量に増加しているが、我々は合營企業の財務管
理に対していまだに主体的に研究を行っていない。

ただ単に中央の規定を待つだけでは財務管理業務を
社会主義改造の深化にしたがって強化することはで
きない」[「1954年工作総結」]。

（注31）田島（1994, 6）はこの財政制度を「地方
分権を前提とした集権制度」と表現している。

（注32）市政府が直接管理する工業企業の単位数お
よび生産額は、上海市統計局（1984, 77, 85）の表
中の全市総計—（中央工業+集体所有制工業+其他
經濟類型工業）により算出。大阪市立大学經濟研究
所（1986, 134-139）、関（1989, 40-46）も参照。

文献リスト

<日本語文献>

- 石原享一 1990. 「1970年代までの中国經濟管理——シ
ステムと実態——」毛里和子編『毛沢東時代の中
国<現代中国論1>』日本国際問題研究所 146-185.
泉谷陽子 2000. 「新中国建国初期の対民間企業政策
——『民主改革』・『三反五反』運動と汽船会社
の公司合營化——」『社会經濟史学』66(4)(11月)
87-102.
—— 2001. 「中国の社会主義化と朝鮮戦争——大衆
運動を梃子とした総動員態勢の構築——」『歴史学
研究』755(増刊号, 10月) 145-153.
—— 2002. 「中華人民共和国建国初期の金融政策
——金融業の社会主義改造——」『立命館言語文化
研究』13(4)(2月) 63-72.
—— 2004. 「中華人民共和国建国初期の国家による
物資の掌握過程——綿紡織業における大衆運動の
展開を中心に——」『歴史学研究』793(10月) 18-
36, 64.
岩井茂樹 2004a. 「第二章 正額財政の集権構造とその
変質」『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版
会 80-117(初出は、同1983.「清朝国家財政におけ
る中央と地方——酌撥制度を中心として——」『東
洋史研究』42(2)(9月) 318-346).
—— 2004b. 「第五章 現代中国の請け負い財政」『中
国近世財政史の研究』京都大学学術出版会 206-266
(初出は、同1994.「徭役と財政のあいだ——中国
税・役制度の歴史的理解にむけて(一)——」『經
済経営論叢』28(4)(3月) 京都産業大学 1-58).

- 上原一慶 1975/76. 「国民経済復興期における対資本主義政策」『歴史評論』307（11月）1-18；310（2月）57-69.
- 内田知行 1984. 「1930年代における閩錫山政権の財政政策」『アジア経済』25(7)（7月）11-39.
- 大阪市立大学経済研究所編 1986. 『世界の大都市② 上海』東京大学出版会.
- 奥村哲 1999. 『中国の現代史——戦争と社会主義——』青木書店.
- 金子肇 1988. 「中国の統一化と財政問題——『国地財政劃分』問題を中心に——」『史学研究』179（6月）19-39.
- 2000. 「清末民初における江蘇省の認捐制度」『東洋史研究』59(2)（9月）68-97.
- 川原勝彦 2003. 「中国同郷団体の改造・解体過程（1945-1956年）——山東旅滬同郷団体の事例を中心に——」『アジア研究』49(3)（7月）38-53.
- 気賀健三編 1964. 『ソ連経済の流通・財政・金融制度』清明会叢書Ⅱ 清明会.
- 久保亨 1983. 「国民政府の財政と関税収入，1928-1937」増淵龍夫先生退官記念論集刊行会編『中国史における社会と民衆』汲古書院 213-232.
- 黒田明伸 1994. 『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会.
- 小林弘二 1974. 『中国革命と都市の解放——新中国初期の政治過程——』有斐閣.
- 佐藤博 1965. 『ソビエト財政論』未来社.
- 関満博 1989. 「上海市における中小機械金属工業の基礎構造——事例にみる集団企業と国営企業——」『機械経済研究』20（5月）37-69.
- 1997. 『上海の産業発展と日本企業』新評論.
- 高橋孝助・古厩忠夫編 1995. 『上海史——巨大都市の形成と人々の歩み——』東方書店.
- 田島俊雄 1994. 「中国の国有企業改革と政府間財政関係」『中国研究月報』554（4月）2-31.
- 2000. 「中国の財政金融制度改革——属地的経済システムの形成と変容——」中兼和津次編『現代中国の構造変動2 経済』東京大学出版会 73-106.
- 塚瀬進 2001. 「国共内戦期，東北解放区における中国共産党の財政経済政策」『長野大学 紀要』23(3)（12月）269-282.
- 富澤芳亜 1991. 「綿紗統税の導入をめぐる日中紡織資本」『史学研究』193（7月）29-52.
- 南部稔 1991. 『現代中国の財政金融政策』多賀出版.
- 林幸司 2002. 「建国初期中国共産党による都市「接管」工作について——重慶市を中心に——」『中国研究月報』56(3)（3月）1-15.
- 藤本昭 1971. 『新中国の国家財政の研究』神戸経済学叢書8 有斐閣.
- 三木毅 1971. 『中国回復期の経済政策』川島書店.
- 宮下忠雄 1967. 『新中国の通貨政策』清明会叢書V 清明会.
- 毛里和子 1990. 「1970年代末までの中央と地方——上海市のケース——」毛里和子編『毛沢東時代の中国<現代中国論1>』日本国際問題研究所 87-112.
- <中国語文献>
- 財政部稅務總局編 1987. 『中華人民共和國財政史料（第4輯：工商稅收）』北京 中国財政經濟出版社.
- 財政部綜合計画司編 1982. 『中華人民共和國財政史料（第1輯：財政管理體制 1950-1980）』北京 中国財政經濟出版社.
- 陳永發 2005. 「中共建国初期的工商稅收：以天津和上海為中心」『中央研究院近代史研究所集刊』48（6月）137-187.
- 崔國華編著 2004. 『抗日戰爭時期國民政府財政金融政策』台北 台灣商務印書館（初版は同主編 1995. 『抗日戰爭時期國民政府財政金融政策』成都 西南財經大學出版社）.
- 董志凱主編 1996. 『1949-1952年中國經濟分析』北京 中國社會科學出版社.
- 董志凱・吳江 2004. 『新中国工業的奠基石——156項建設研究（1950-2000）——』廣州 廣東經濟出版社.
- 顧準 2002. 『顧準自述』顧準文存 北京 中國青年出版社.
- 桂勇 2006. 『私有產權的社會基礎——城市企業產權的政治重構（1949-1956）——』上海 立信會計出版社.
- 國家稅務總局主編 2001. 『中華民國工商稅收史綱』北京 中国財政經濟出版社.
- 海關總稅務司署統計科編印 1947. 『中華民國35年海關

- 中外貿易統計年刊 卷1』上海（『中国旧海関史料』編輯委員会編 2001.『中国旧海関史料（1859-1948）』北京 京華出版社，146卷所収）。
- 侯坤宏 2000.『抗戰時期的中央財政與地方財政』民国史学叢書9 台北 国史館。
- 賈士毅編著 1962.『民国財政史三編』上下 台北 台湾商務印書館。
- 江蘇省中華民国工商稅收史編寫組・中国第二歷史檔案館編 1996.『中華民國工商稅收史料選編（第1輯：綜合類）』南京 南京大学出版社。
- 金志煥 2006.『中国紡織建設公司研究（1945-1950）』上海 復旦大學出版社。
- 李成瑞 1959.『中華人民共和國農業稅史稿』北京 中国財政經濟出版社（邦訳は川村嘉夫訳 1968.『現代中国の農業稅制度』アジア經濟研究所。ただし底本は1962年刊の再版）。
- 李權時 1929.『国地財政劃分問題』經濟学叢書 上海 上海世界書局。
- 林美莉 2005.『西洋稅制在近代中国的發展』中央研究院近代史研究所專刊88 台北 中央研究院近代史研究所。
- 劉志城主編 1988.『中華人民共和國工商稅收史長編』1-3部 北京 中国財政經濟出版社。
- 裴斐（Nataniel Peffer）・韋慕庭（Martin Wilbur）インタヴュー，吳修垣訳，高雲鵬訳文校閲，馬軍校注 1999.『從上海市長到「台湾省主席」（1946-1953年）——吳国楨口述回憶』上海 上海人民出版社。
- 錢健夫 1946.「十五年来上海市財政及其批判」『財政評論』15(4)(10) 103-121。
- 『上海財政稅務志』編纂委員会編 1999.『上海財政稅務志資料長編』上下 上海 上海市財政局・上海市稅務局。
- 上海社会科学院經濟研究所 1980.『上海資本主義工商業的社会主义改造』上海 上海人民出版社。
- 上海市電力工業局史志編纂委員会編 1994.『上海電力工業志』上海 上海社会科学院出版社。
- 上海市工商行政管理局・上海市橡膠工業公司史料工作組編 1979.『上海民族橡膠工業』北京 中華書局。
- 上海市棉紡織工業同業公會籌備會 1950.『中国棉紡統計資料』上海 同會發行。
- 上海市統計局編 1984.『上海統計年鑑 1983』上海 上海人民出版社。
- 上海市統計局編 1992.『新上海工業統計資料（1949-1990）』北京 中国統計出版社。
- 汪涓泉主編 1995.『上海財政稅務志』上海 上海社会科学院出版社。
- 楊蔭溥 1985.『民国財政史』北京 中国財政經濟出版社。
- 張徐樂 2006.『上海私营金融業研究（1949-1952）』上海 復旦大學出版社。
- 趙夢涵 2002.『新中国財政稅收史論綱』北京 經濟科学出版社。
- 趙雲旗 2005.『中国分稅制財政體制研究』北京 經濟科学出版社。
- 中共上海市委統戰部・中共上海市委党史研究室・上海檔案館 1993.『中国資本主義工商業的社会主义改造（上海卷）』上下『中国資本主義工商業的社会主义改造』資料叢書 北京 中共党史出版社。
- 中共上海市委組織部・中共上海市委党史資料徵集委員會・中共上海市委党史研究室・上海市檔案館 1991.『上海市政權系統、地方軍事系統、統一戰線系統群眾团体系統組織史資料（1949.5~1987.10）』上海 上海人民出版社。
- 中共中央文獻研究室編 1992.『建国以來重要文獻選編 第1冊』北京 中央文獻出版社。
- 中国科学院上海經濟研究所・上海社会科学院經濟研究所編 1958.『上海解放前後物價資料匯編（1921年-1957年）』上海 上海人民出版社。
- 編著 1959.『上海資本主義工商業的社会主义改造』上海 上海人民出版社。
- 中国社会科学院・中央檔案館編 1995.『中華人民共和國經濟檔案資料選編1949-52（財政卷）』北京 經濟管理出版社。
- 2000.『中華人民共和國經濟檔案資料選編1953-57（財政卷）』北京 中国物價出版社。
- 中央人民政府法制委員會編 1953.『中央人民政府法令彙編 1951』北京 人民出版社。
- 左春台・宋新中主編 1988.『中国社会主義財政簡史』北京 中国財政經濟出版社。
- （檔案資料）上海市檔案館藏。〔 〕内は全宗番号，目錄番号，案卷番号をさす。
- 上海市政府檔案（国民政府時期）

- 「上海市地方財政統計資料 第3号（包括34年9月至36年度各項地方財政收支之統計分析数字）」上海市財政局統計室編印，1947年10月，[Q1-9-29].
- 「35年度統計総報告底稿」，[Q1-18-172].
- 「上海市政府37年度統計総報告司法交通地政等総結」作成年月日不明，[Q1-18-174].
- 「上海市地方財政統計総報告 36年度」上海市財政局統計室編，作成年月日不明，[Q1-18-247].
- 上海市財政局檔案（国民政府時期）
- 「上海市財政局關於參議會對提送施政工作報告決議案本局將遵辦情形報核」作成年月日不明，[Q432-2-196].
- 「上海市財政局呈送參會財政部分施政報告的呈文及大會有關財政部分決議案、執行情形表等」作成年月日不明，[Q432-3-409].
- 上海市人民政府檔案（人民政府時期）
- 「為擬具上海市地方自籌經費方案報請核備由」（上海市人民政府→華東行政委員會，抄送：華東財委(2)・市財委・華東財政局，報告(54)滬府密財 656号 1954年3月26日稿 1954年4月1日封發），[B1-1-1361].
- 上海市統計局檔案（人民政府時期）
- 「上海市國民經濟統計 1949-1956年」上海市統計局編，1957年10月，[B31-1-32].
- 上海市稅務局檔案（人民政府時期）
- 「上海市稅務統計 1949年6月至12月」作成年月日不明，[B97-1-338].
- 「上海市稅務統計 1950年4月至6月」1950年10月，[B97-1-340].
- 「上海市稅務統計 1950年10月至12月」1951年6月，[B97-1-342].
- 「上海市稅務統計 1951年度」1952年8月，[B97-1-343].
- 「上海市稅務統計 1952年度」1953年3月，[B97-1-344].
- 「上海市稅務統計 1953年度」1954年9月，[B97-1-345].
- 「上海市稅務統計 1954年度」1955年7月，[B97-1-346].
- 「上海市稅務統計 1955年度」1956年3月，[B97-1-347].

- 「上海市稅務統計 1956年度」1957年3月，[B97-1-348].
- 上海市財政局檔案（人民政府時期）
- 「檢討報告」（上海市人民政府財政局→華東財政部，報告，1952年6月2日發出，市財秘字第177号，事由：「為報告工作檢討請審核由」の附件），[B104-1-116].
- 「1954年工作総結」作成年月日不明，[B104-1-175].
- 「關於本市1955年決算和1956年予算的報告」1956年8月7日，[B104-1-226].
- 「關於上海市1956年決算和1957年予算草案的報告（稿）」1957年8月15日，[B104-1-272].
- 「上海市1949年-1956年度財政收支統計表及基本建設支出統計表（包括地方自籌部分）」上海市財政局編，1957年10月，[B104-1-273].

<英語文献>

- Coble, Parks M. 1980. *The Shanghai Capitalists and the Nationalist Government 1927-1937*. Harvard East Asian Monographs 94. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Donnithorne, Audrey (董育德) 1967. *China's Economic System*. New York: F. A. Praeger.
- Hsiao, Katharine Huang 1987. *The Government Budget and Fiscal Policy in Mainland China*. Taipei: Chung-Hua Institution for Economic Research.
- Lardy, Nicholas R. 1978. *Economic Growth and Distribution in China*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Perkins, Dwight H. 1966. *Market Control and Planning in Communist China*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Wang, Shaoguang (王紹光) 2001. "The Construction of State Extractive Capacity: Wuhan 1949-1953." *Modern China* 27(2) (April): 229-261.

[付記1] 本稿は、国際シンポジウム「1949年前後の中国：その政治・経済・社会構造の断絶と連続」（2004年12月11～12日，於明治大学）での報告「戦後から人民共和国建国初期にかけての上海商工業税制——徴税過程と地方財政構造を中心に

——」(報告原稿は、平成14～17年度科学研究費補助金 基盤研究B(1)[課題番号14310169] 研究成果報告書『1949年前後の中国——その政治・経済・社会構造の断絶と連続——』2005年12月、146-156頁に収録)および当日の議論をもとに、新たに執筆したものである。

【付記2】本稿は、富士ゼロックス小林節太郎

記念基金2005年度小林フェローシップの助成による海外調査の成果にもとづき作成されたものである。記して謝意を表したい。

(東京大学大学院人文社会系研究科博士課程、2006年1月17日受付、2007年1月10日レフェリーの審査を経て掲載決定)